

松田町公共施設等総合管理計画

(改訂)



平成 29 年 3 月策定
令和 4 年 3 月改訂

松 田 町

目次

第 1 章 計画策定の背景と目的	1
1-1 背景と目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の対象範囲	2
1-4 計画策定年度及び計画改訂年度	3
1-5 主な改訂内容	3
1-6 計画期間	3
第 2 章 公共施設等の現況と将来の見通し	4
2-1 総人口や年代別人口についての今後の見通し	4
(1) 人口推移	4
(2) 財政状況	6
(3) 充当可能な財源見込み及び将来更新費用との比較	8
2-2 有形固定資産減価償却率の推移	10
第 3 章 公共施設等に係る課題の整理	11
3-1 施設保有量	11
(1) 建築物系公共施設	11
(2) インフラ資産	15
3-2 修繕・更新等に係る中長期的な経費見込やこれらの経費に充当可能な財源の見込み等 (長寿命化しない場合)	18
(1) 公共施設の将来更新費用	18
3-3 現状や課題に関する基本認識(長寿命化しない場合)	20
(1) 費用の増加と財源不足	20
(2) 施設の安全性の課題	21
(3) 施設の利活用の課題	22
第 4 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	23
4-1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	23
(1) 点検・診断等の実施方針	23
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	23
(3) 安全確保の実施方針	23
(4) 耐震化等の実施方針	24
(5) 長寿命化の実施方針	24
(6) 統合や廃止の推進方針	25
(7) 再編・再配置の推進方針	26
(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針	27
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針	27

4-2 施設類型毎の管理に関する基本的な方針	27
4-3 過去に行った対策の実績	28
第5章 計画の推進に向けて	30
5-1 計画推進に向けた取組	30
(1) 全庁的な取組体制の構築	30
(2) 庁内におけるマネジメント意識の醸成	30
(3) 行政サービス水準等の検討について	30
(4) 民間事業者との連携	30
(5) 議会及び町民との情報共有	31
5-2 現在要している維持管理経費	31
5-3 長寿命化のコスト見直し・効果	32
(1) 長寿命化改修等の対策概算費用	32
(2) 対策効果額	32
(3) 財源の確保等	34
5-4 本計画における目標設定	36
(1) 公共施設の目標数	36
(2) 延床面積等に関する目標数	36
(3) トータルコストの縮減・平準化に関する目標	37
5-5 地方公会計(固定資産台帳)の活用	38
5-6 未利用資産等の保有する財産活用や処分に関する基本方針	38
5-7 広域連携	39
5-8 都市計画等各種計画との連携の考え方	39
5-9 情報基盤の整備と活用	39
5-10 推進体制等の整備	40
5-11 フォローアップの実施方針	40
巻末 施設類型毎の管理に関する基本的な方針	42
4-2 施設類型毎の管理に関する基本的な方針(本編 27 頁より)	42
(1) 行政系施設	42
(2) 学校教育系施設	44
(3) 町民文化系施設	46
(4) スポーツ・レクリエーション系施設	48
(5) 子育て支援系施設	50
(6) 保健・福祉系施設	52
(7) 町営住宅系施設	54
(8) 公園系施設	56
(9) その他	58
(10) 道路	60

(11) 橋梁.....	60
(12) 上水道.....	60
(13) 簡易水道.....	61
(14) 下水道.....	61
(15) 供給処理系施設.....	62

第 1 章 計画策定の背景と目的

1-1 背景と目的

我が国においては、高度経済成長期に集中的に整備されてきた公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、人口減少、少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を検討することが必要となっています。このため、国では、平成 25 年 11 月「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

また、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。これにより、すべての地方公共団体は、庁舎・学校・公営住宅などの公共施設、道路・橋梁・水道・下水道などのインフラ資産といったすべての公共施設等を対象として、10 年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト(LCC)に配慮した公共施設等総合管理計画を平成 28 年度までに策定することを要請されました。

松田町（以下「本町」という。）には、さまざまな公共施設等がありますが、昭和 50 年代後半に集中して建設された施設が多く、昨今言われます、老朽化による建替えが喫緊に必要な状況までには陥ってはいませんが、これらの公共施設等が改修や大規模修繕を要する時期が目前に迫っています。また、本町の将来人口の見込みは、高齢者人口の増加、労働力人口の減少が全国同様に避けられない状況であり、子育て世代移住・定住促進推進事業等、各種政策による対策が必要となっていますので、将来の人口動向や人口構成、町民のニーズの変化を踏まえた公共施設の最適化を計画的に行っていく必要があります。

さらに、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩みや高齢化社会の進行に伴う社会福祉関連経費の増大による歳出の増加も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況が予測されます。

今後見込まれる状況の中で、安全で持続的な町民サービスを提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら、効率的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努める必要があります。

こうしたことから、松田町公共施設等総合管理計画は、本町における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「松田町総合計画」を含む関連計画との整合を図るとともに、各施設類型における長寿命化や、改修・更新等の取り組みに関する横断的な考え方を示すものです。施設類型毎の各種計画等の見直しの際には、本計画との整合を図っていくこととします。

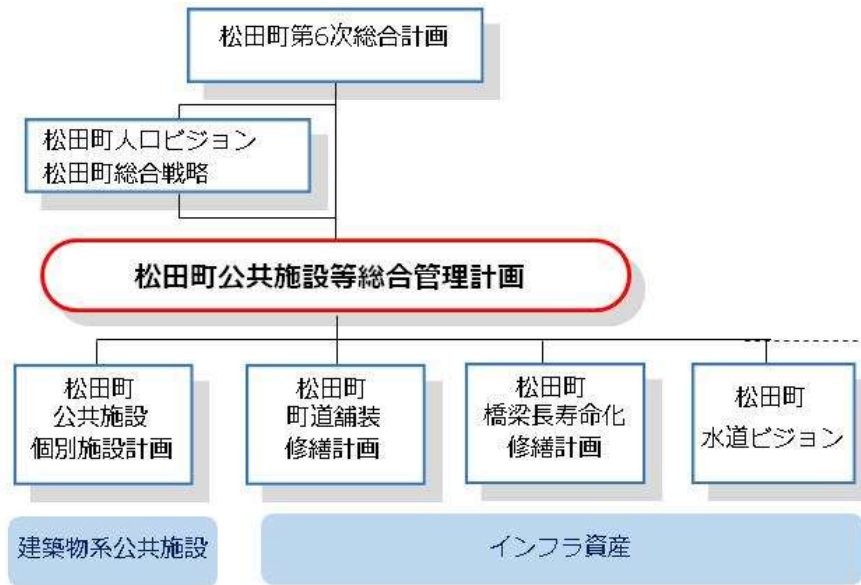


図 1 計画の位置づけ

1-3 計画の対象範囲

本計画は、本町が所有する公共施設等のうち、建築物系公共施設及びインフラ資産を対象とします。

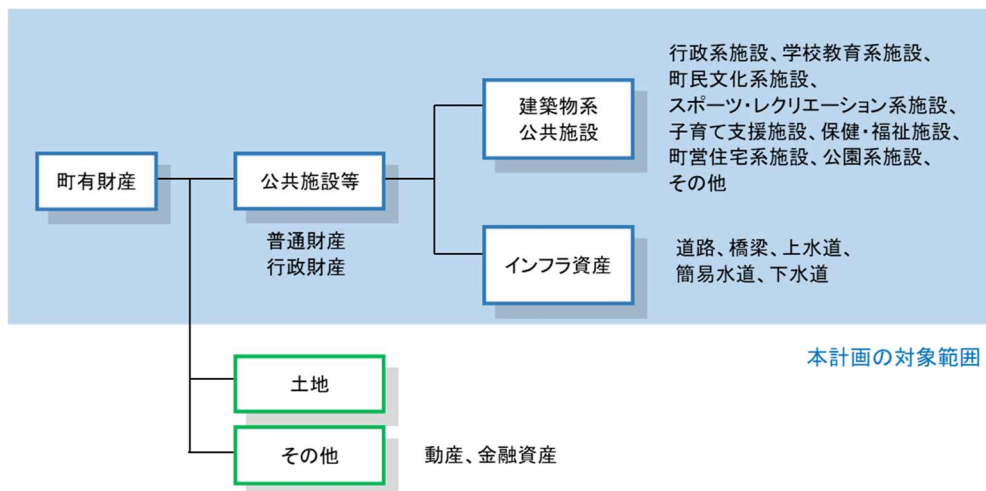


図 2 本計画の対象範囲

1-4 計画策定年度及び計画改訂年度

本計画は、2017年（平成29年）3月に策定されました。

総務省から「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付け総財務第6号）の通知を受け、令和3年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要と示されたことから、既に策定済の「松田町公共施設個別施設計画」等を踏まえて、今回改訂を行うものです。

2017年（平成29年）3月 策定

2022年（令和4年）3月 改訂

1-5 主な改訂内容

- ・「松田町公共施設個別施設計画」等を踏まえた見直し
- ・有形固定資産減価償却率の追加（10頁）
- ・施設保有量の推移の追加（11頁）
- ・現状や課題に関する基本認識（20頁）
- ・公共施設等の管理に関する基本的な考え方（23頁）
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針の追加（27頁）
- ・過去に行った対策の実績（28頁）

その他、元号の修正など軽微な修正、情報更新、見直し等を行いました。

1-6 計画期間

本計画は、中長期的な展望が不可欠であることから、計画期間を2017～2066年度（平成29～令和48年度）の50年間としています。また、計画の実効性を担保する観点から、第1次計画期間を2017～2026年度（平成29～令和8年度）の10年間としています。

ただし、計画期間内であっても計画の進捗状況や上位計画等の策定、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとします。

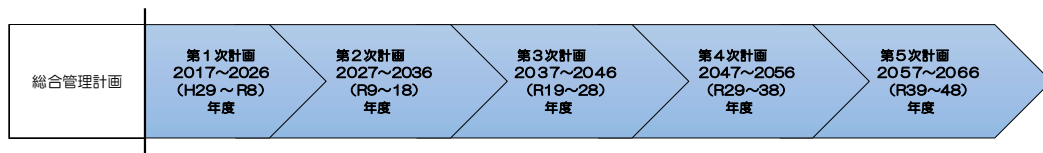


図3 本計画の計画期間

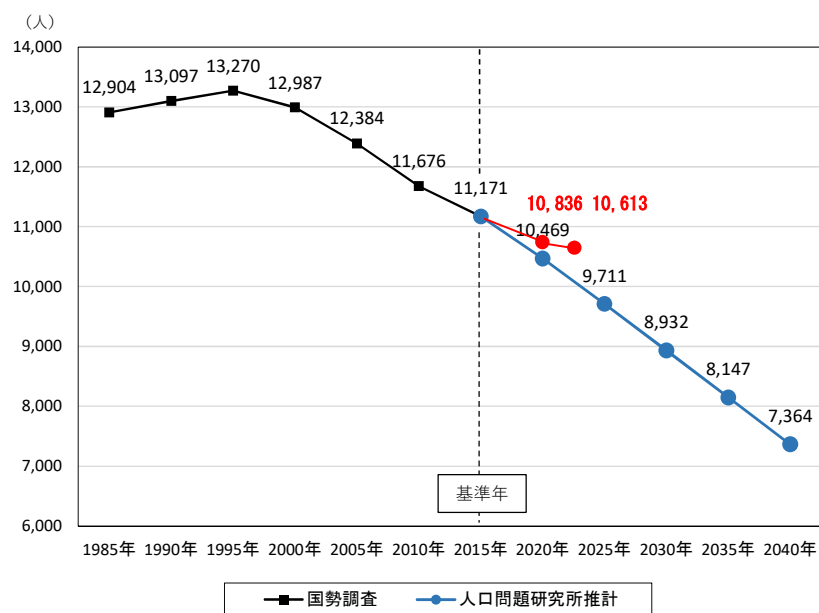
第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

2-1 総人口や年代別人口についての今後の見通し

(1) 人口推移

本町の人口は、歴史のなかで自然増と社会増に支えられて順調な人口増加傾向が1995年のピークを境にして減少傾向に転じ、現在は、自然減と社会減が同時に進行している状況となっています。特に、若年層の人口流出が顕著であり、そうした状況が少子化に更なる拍車をかけていることに加え、着実かつ急速な高齢化の進行により、死亡者数の増加による自然減も見込まれています。このため、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2040年における本町の総人口は7,364人まで減少すると予測されています。

2022年（令和4年）1月1日現在の人口は、10,613人です。



「日本の地域別将来推定人口」(2018年度推計)(国土社会保障・人口問題研究所)

図4 人口推計

出典：松田町第6次総合計画(2019年3月)

松田町人口ビジョンによる、総人口及び年齢3区分別人口の推移と見通しを図5に示します。

総人口は、増加傾向となっていました。平成7(1995)年の13,270人をピークに減少に転じ、令和2(2020)年3月現在の統計人口で10,721人となっています。

年齢3層区分別人口の推移では、年少人口で減少傾向が続いている一方で、老年人口が年々増加傾向をとっており少子高齢化が着実に進行していることが伺われます。また、生産年齢人口は、平成2年をピークに減少に転じています。

将来人口の予測は、総人口の減少に伴って年齢3層区分別人口も、年少人口及び生産年齢人口が減少と推計されます。また、老年人口が増加して令和2年をピークに横ばい傾向となっています。

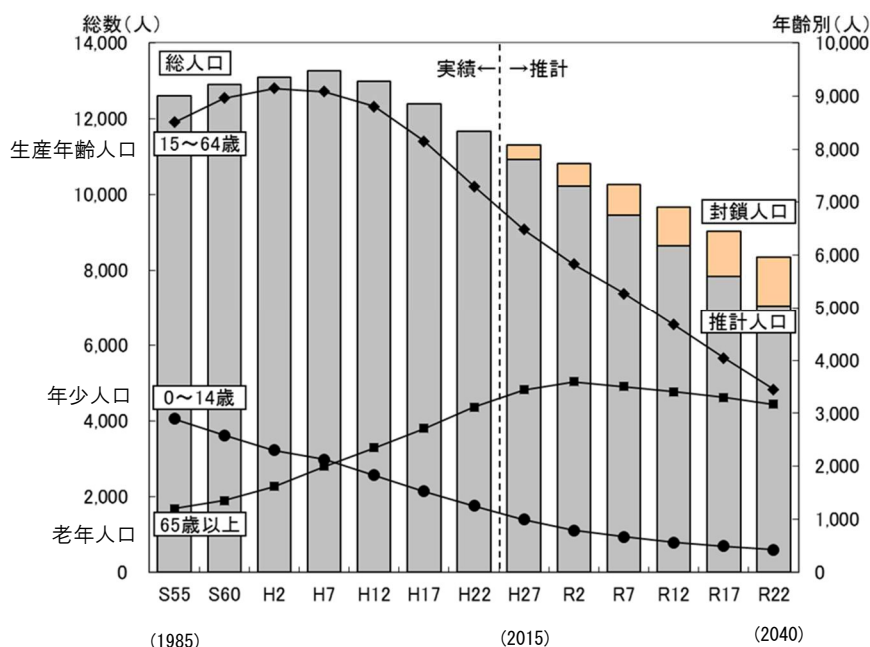


図5 年齢3区分別人口の割合

出典：松田町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（2020改訂版）

(2) 財政状況

① 歳入

本町の一般会計における歳入の推移を図6、図7に示します。直近10年間の歳入の総額は、新型コロナウイルス感染症対策事業や大型公共事業の実施により歳入が大きく伸びた令和2年度を除き、39～49億円で推移しています。

自主財源のうち町税や、依存財源のうちの地方交付税交付金等の一般財源を見ると26～30億円でおおむね横ばいに推移しており、一般財源の総額は現在と同水準で推移していくことが予想されます。

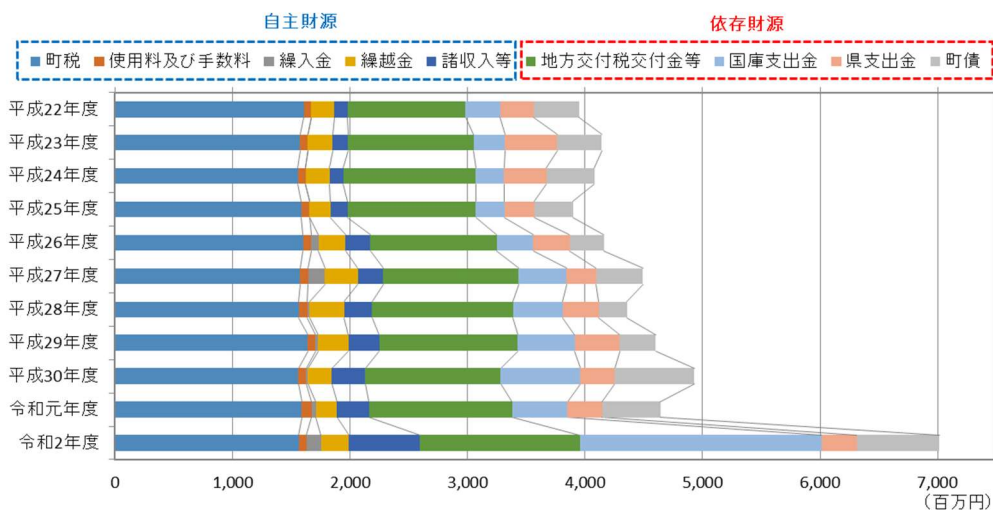


図6 歳入決算額の推移グラフ(実数)

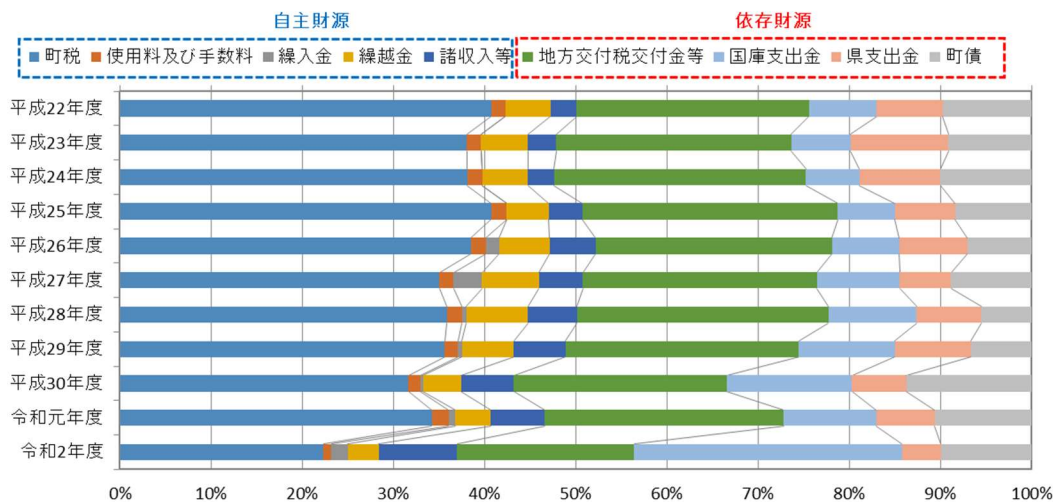


図7 歳入決算額の推移グラフ(構成比)

② 歳出

本町の一般会計における歳出の推移を図 8、図 9に示します。直近 10 年間の歳出の総額は、令和 2 年度を除き、36～43 億円で推移しています。そのうち義務的経費は、おおむね 40% 台で推移しています。その中で扶助費は平成 25 年度以降徐々に増加傾向にあり、令和元年度では、歳出全体の約 14% を占めています。その他経常的経費は 40% 台、投資的経費は 10% 以下で推移しています。

今後は、大型公共事業の元金償還が始まると、義務的経費のうち公債費の増加が見込まれるため、既存の公共施設等の補修を含めた投資的経費は、計画的に実施していく必要があります。

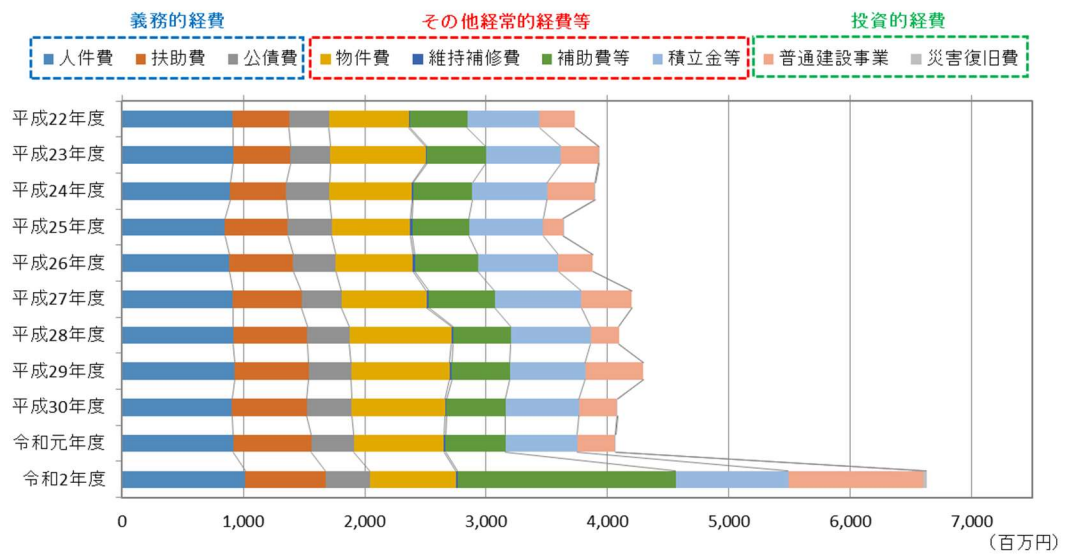


図 8 歳出決算額の推移グラフ(実数)

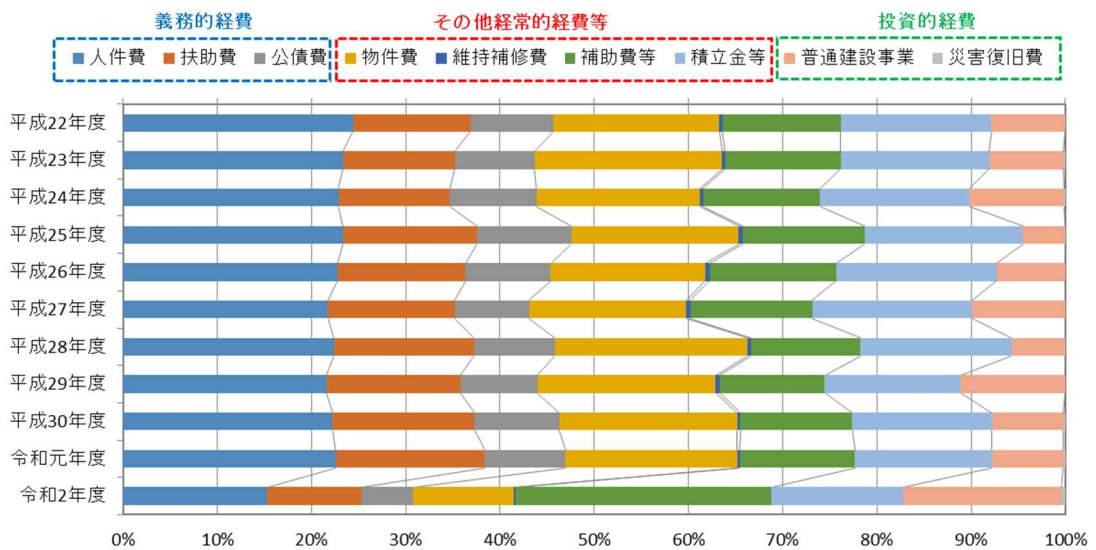


図 9 歳出決算額の推移グラフ(構成比)

(3) 充当可能な財源見込み及び将来更新費用との比較

一般会計（建築物、道路、橋梁）における公共施設等の大規模修繕・更新に充てられる財源見込みは、過去5年間 2011（平成23）年度～2015（平成27）年度の普通建設事業費の予算額を、将来充当可能な財源とみなし算出しました。

2016年度（平成28年度）から地方創生事業が本格的に開始しました。2018年度（平成30年度）から2020年度（令和元年度）は、町営住宅の建設（2018年度）、防災行政無線デジタル化（2020年度）、松田小学校整備事業（2020年度）などを行ったことから、普通建設事業費の予算額が増額しましたが、この時期に特別に増額した予算額は、将来継続的に事業を行う事ができる財源とは言えないため、地方創生事業が始まる以前の5年間予算額平均で算定を行いました。

この結果、将来充当可能財源見込みは、年間平均 約 2.4 億円となりました。



図 10 一般会計における普通建設事業費予算額

公共施設の大規模修繕・更新に充てられる財源見込みを表 1 に示します。ここでは、一般会計における直近5年間の普通建設事業費及び維持補修費の予算額(平均)を一般会計における将来充当可能な財源とみなし算出しました。

また、特別会計(上水道・簡易水道・下水道)についても、同様に過去5年間の資本的支出の予算額(平均)を将来充当可能な財源とみなし算出しました。

この結果、将来充当可能な財源見込みは、年間約 3.4 億円となりました。

表 1 充当可能な財源見込み

会計区分		対象	費用 (百万円)	備考
一般会計		普通建設事業費	239.9	H23~27年度の予算額(平均)
		維持補修費	15.1	H28~R2年度の予算額(平均)
		小計	255.0	
特別会計	上水道事業会計	建設改良費	62.7	H28~R2年度の予算額(平均)
	寄簡易水道事業特別会計	工事請負費	9.6	H28~R2年度の予算額(平均)
	下水道事業特別会計	工事請負費	10.2	H28~R2年度の予算額(平均)
		小計	82.5	
合計			337.5	(百万円/年)
			3.4	(億円/年)

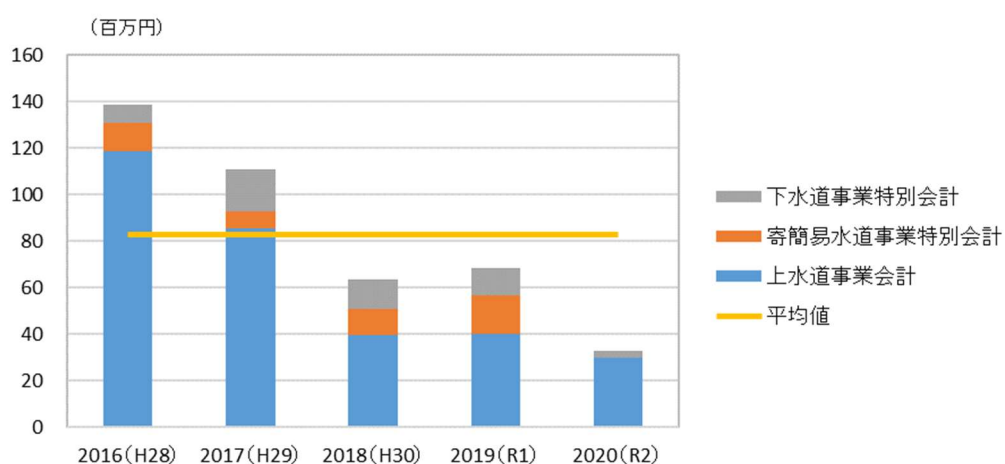


図 11 特別会計における予算額

2-2 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率の分析では、神奈川県平均と比較しても固定資産の減価償却率は高い値であります。取得から長らく経過している資産が多くなっていることから、老朽化が進んでいるのがわかります。

直ちに対策が必要なほど老朽化していると限りませんが、施設の適切な更新等や建替えを順次検討し、進めていく必要があります。

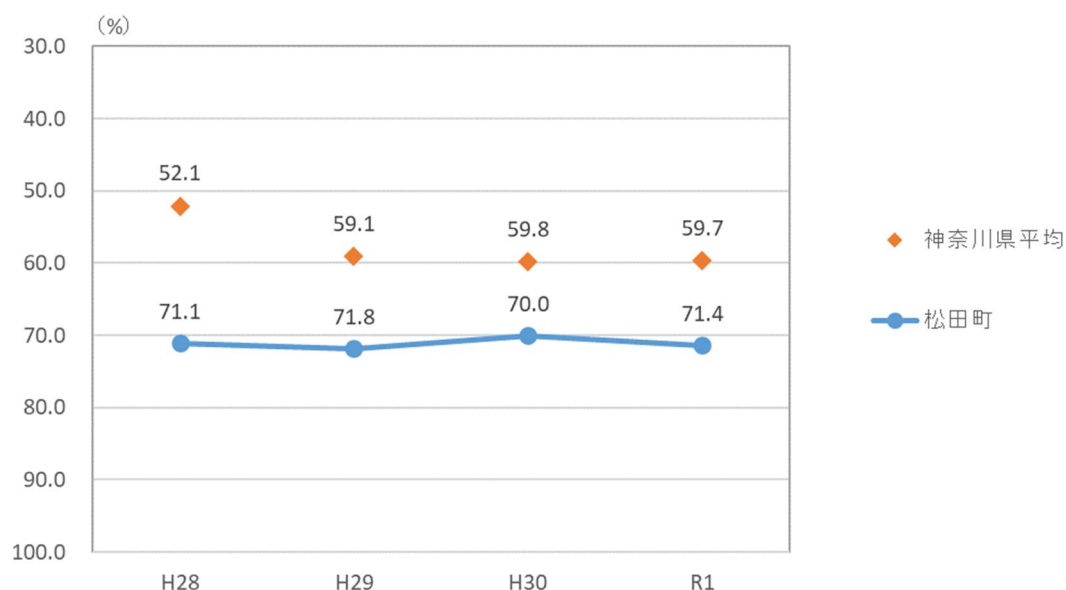


図 12 有形固定資産減価償却率

出典：神奈川県市町村 財政状況資料集

有形固定資産減価償却率とは、資産の減価償却がどの程度進んでいるのかを指標化することにより、その資産の経年の程度を把握することができるものです。この比率は、公共施設等の除却や更新等により低下するものであり、公共施設マネジメントを行う上で有用な指標です。

第3章 公共施設等に係る課題の整理

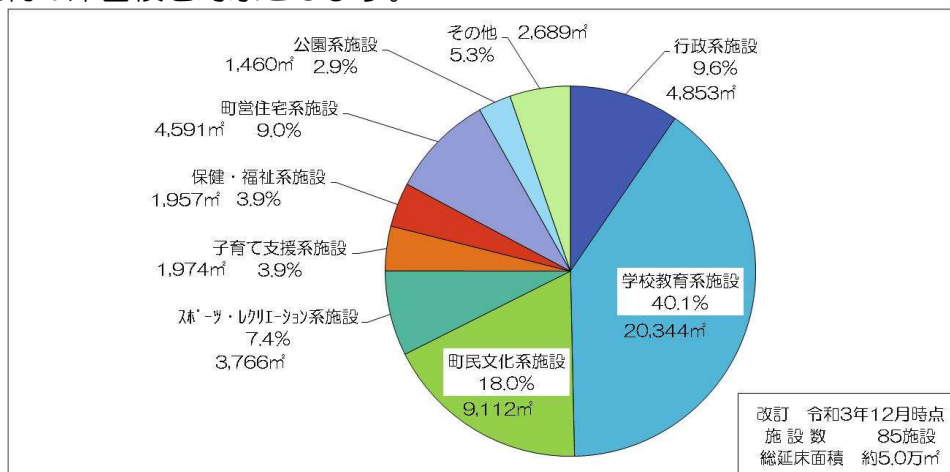
3-1 施設保有量

(1) 建築物系公共施設

① 保有量の推移

本町の建築物系公共施設は85施設、総延床面積は約5.0万㎡です。施設類型別延床面積の割合は図13のとおり、「学校教育系施設」が40.1%と最も大きな割合を占め、次いで、「町民文化系施設」の18.0%、「行政系施設」の9.6%の順となっています。

なお、ここでの「公園」は、敷地面積ではなく、管理棟、トイレ等の建築物の床面積を対象とします。



※供給処理系10施設は、インフラ資産に含まれるため、対象外としました。見直しの影響で下図と差異が生じています。

図13 建築物系公共施設の施設類型別延床面積の割合 (R3年12月)

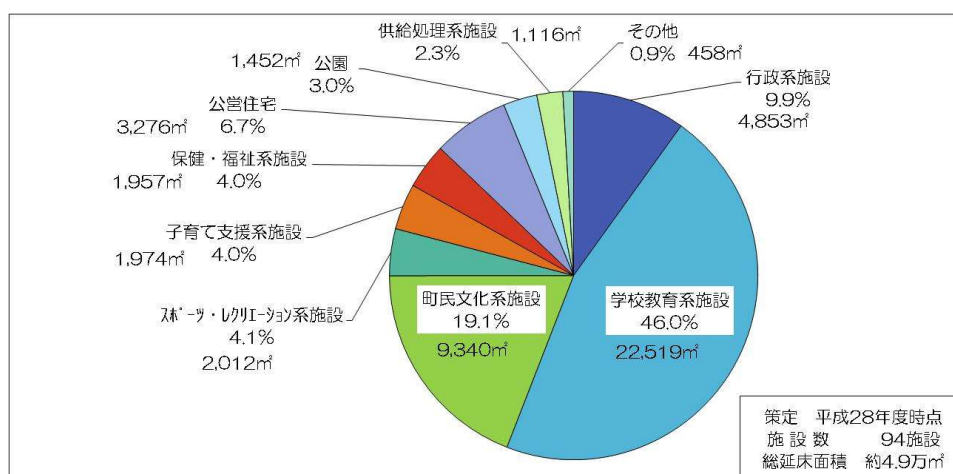


図14 建築物系公共施設の施設類型別延床面積の割合 (H28年度)

②年度別建築状況

建築物系公共施設の建築年度別延床面積を図 15 に示します。

本町では、昭和 50 年代後半をピークとした高度経済成長期に公共施設が集中的に整備されてきました。

このため、総務省の推奨する「一般財団法人 地域総合整備財団」が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」に示された建築物の更新時期である築 60 年、大規模修繕時期である築 30 年に照らしてみれば、既に更新時期を迎えた公共施設が見られるほか、大規模修繕時期を経過した公共施設が町の施設の過半を占めています。

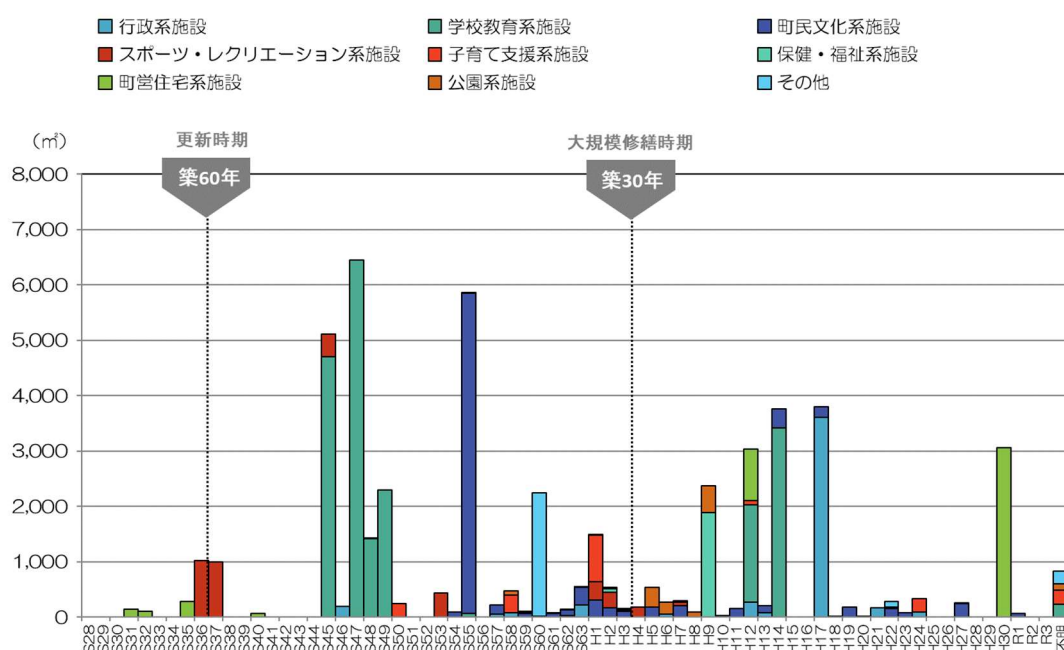


図 15 建築物系公共施設の建築年度別延床面積(R3 年 3 月)

施設類型別の年度別建築状況を表 2 に示します。

更新時期である築 60 年以上となる施設は、全体の 1.1%と現段階では少ないものの、10 年後には 15.2%まで増大します。

また、大規模修繕時期である築 30 年以上となる施設は、全体の 58.2%を占めており、10 年後には 74.2%まで増大します。

施設類型別では、「学校教育系施設」において、大規模修繕を必要とする築 30 年以上の建物が 29.3%を占め、老朽化が進んだ状態にあります。

表 2 施設類型別の年度別建築状況(R3 年 12 月)

分類	建物面積 (㎡)	築10年未満 経過割合	築10～19年 経過割合	築20～29年 経過割合	築30～39年 経過割合	築40～49年 経過割合	築50～59年 経過割合	築60年以上 経過割合	不明
行政系施設	4,854	0.2%	7.6%	0.6%	0.8%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
学校教育系施設	20,344	0.0%	6.7%	3.5%	0.0%	20.2%	9.3%	0.0%	0.5%
町民文化系施設	9,112	0.8%	2.0%	3.3%	11.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	3,767	0.0%	0.0%	0.5%	1.2%	0.9%	4.8%	0.0%	0.0%
子育て支援系施設	1,974	0.5%	0.0%	0.1%	2.2%	0.5%	0.0%	0.0%	0.5%
保健・福祉系施設	1,958	0.0%	0.0%	3.7%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
町営住宅系施設	4,592	6.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.1%	1.1%	0.0%
公園系施設	1,460	0.0%	0.1%	2.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
その他	2,689	0.0%	0.2%	0.0%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
全体	50,749	7.5%	16.6%	16.0%	20.8%	22.1%	14.2%	1.1%	1.6%

③施設保有量

表 3 建築物系公共施設保有量(R3 年 12 月)

系統	施設数	施設名
行政系	14	松田町役場、寄総合センター、消防団第1～7分団、旧第8分団詰所 第1・2水防倉庫、みやま運動広場備蓄倉庫、旧神山児童館
学校教育系	3	松田小学校、寄小学校、松田中学校
町民文化系	25	生涯学習センター（旧 町民文化センター）、集会施設(21施設) 児童センター(2施設)、やまびこ館
スポーツ・レクリエーション系	7	みやま運動広場、町体育館、寄自然休養村管理センター、ふれあい農園 ふれあい農林体験施設、ふれあいドックラン、創生推進拠点施設
子育て支援系	3	松田幼稚園、寄幼稚園、小規模保育所
保健・福祉系	3	福祉工芸作業所、健康福祉センター、健康福祉センター別館
町営住宅系	5	河内住宅、仲町屋尻住宅、中河原住宅、籠場住宅、町屋住宅
公園系	13	宮下児童公園トイレ、店屋場公園トイレ、川音川親水公園ログハウス 中丸児童公園トイレ、三角堤公園トイレ 西平畑公園ハーブ館、子どもの館、自然館、ふるさと鉄道、トイレ ロウバイ園施設、最明寺史跡公園施設、さくら広場トイレ(街中トイレ)
その他	12	旧安藤邸、宇津茂公衆便所、中津川宇津茂公衆便所 酒匂川町民親水広場トイレ、弥勒寺管理休憩施設、大寺管理休憩施設 田代橋公衆便所、旧健康園、町道5号線ポンプ室、宇津茂管理休憩施設 土佐原管理休憩施設、旧寄中学校
計	85	

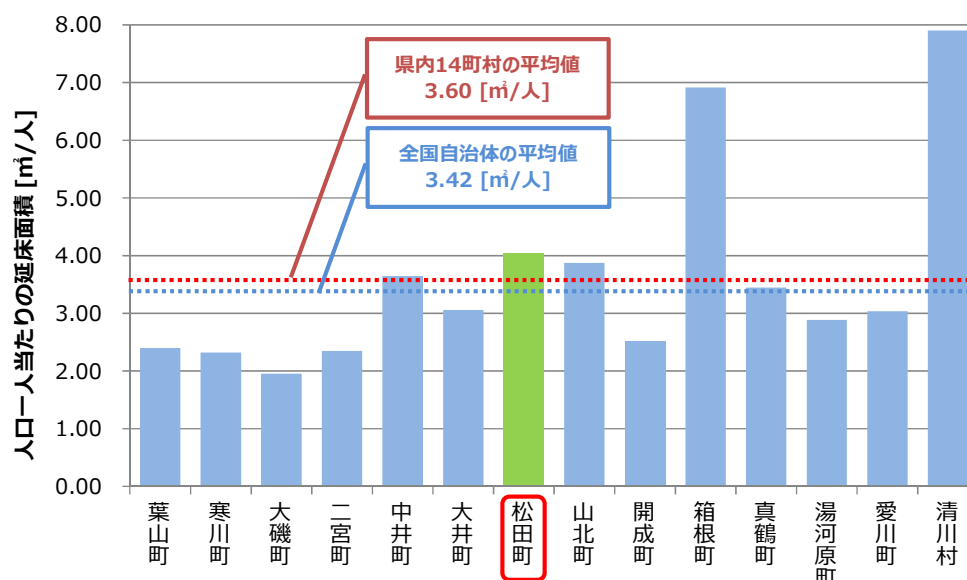
※松田小学校は新校舎（R4 年 1 月完成）の建設を行いました。本計画のデータは旧校舎（S49 年建設）のものとなります。

神奈川県内 14 町村の人口一人当たりの建築物系公共施設延床面積を表 4 に、同比較を図 16 に示します。

過去のデータではありますが、本町の建築物系公共施設の延床面積を人口一人当たりに換算すると 4.05 m²/人となり、神奈川県内 14 町村の平均値 3.60 m²/人や全国市町村平均 3.42 m²/人(東洋大学「自治体別人口・公共施設延床面積リスト」による)と比べて、やや高い水準にあることがわかります。

表 4 神奈川県内 14 町村の人口一人当たりの延床面積

自治体名	合併の有無 (平成11年以降)	人口 [人]	行政面積 [km ²]	建築物の 総延床面積 [m ²]	人口一人当 りの延床面積 [m ² /人]	出典 (建築物の総延床面積)
葉山町	合併なし	32,776	17.04	78,631	2.40	総務省 地方財政状況調査関係資料 「公共施設状況調経年比較表/市町村経年比較表(決算年度2014)」による
寒川町	合併なし	47,672	13.34	110,589	2.32	
大磯町	合併なし	33,032	17.18	64,513	1.95	
二宮町	合併なし	29,522	9.08	69,329	2.35	
中井町	合併なし	10,010	19.99	36,532	3.65	
大井町	合併なし	17,972	14.38	54,976	3.06	
松田町	合併なし	11,676	37.75	47,280	4.05	
山北町	合併なし	11,764	224.61	45,570	3.87	
開成町	合併なし	16,369	6.55	41,270	2.52	
箱根町	合併なし	13,853	92.86	95,774	6.91	
真鶴町	合併なし	8,212	7.04	28,307	3.45	
湯河原町	合併なし	26,848	40.97	77,579	2.89	
愛川町	合併なし	42,089	105.52	127,912	3.04	
清川村	合併なし	3,459	71.24	27,328	7.90	



※全国市町村の平均値は 3.42

東洋大学PPPセンター「全国自治体公共施設延床面積データ」(2012年1月)による

図 16 神奈川県内 14 町村の人口一人当たりの延床面積の比較

(2) インフラ資産

①保有量の推移

本町が保有するインフラ資産の現況を表5に示します。

表5 保有するインフラ資産

種別	項目	策定時数量 (H28年3月)	現在数量 (R3年12月)	差分
道路	一般道路 実延長合計 [m]	61,437	61,882	446
	道路面積 道路部 [㎡]	307,994	310,451	2,457
	歩道 実延長合計 [m]	3,063	3,098	35
橋梁	コンクリート橋(46橋) [㎡]	1,867	1,867	0
	鋼橋(5橋) [㎡]	2,062	2,062	0
上水道	導水管 [m]	1,850	1,850	0
	送水管 [m]	4,860	4,860	0
	配水管 [m]	38,690	38,690	0
簡易水道	管路延長 [m]	28,000	28,000	0
下水道	陶管 [m]	94	94	0
	塩ビ管 [m]	26,467	26,467	0
	更生管 [m]	0	0	0
	その他 [m]	22,185	22,185	0

上水道、簡易水道、下水道等と一体となった建築物は、インフラ資産に該当します。また、供給処理系の施設については、保有量の推移変化は生じておりません。

②年度別整備状況

インフラ資産のうち、年度毎の整備量が把握できている「橋梁」「上水道」「下水道」について、年度別整備量の状況を示します。

a.橋梁

橋梁の年度別整備量を図 17 に示します。本町の橋梁は、市街地開発や道路整備に伴って、古くから整備がはじめられています。

総務省の推奨する、一般財団法人 地域総合整備財団が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」における橋梁の更新の目安である建設後 60 年を超えている橋梁が全体の 21.9% 存在しています。

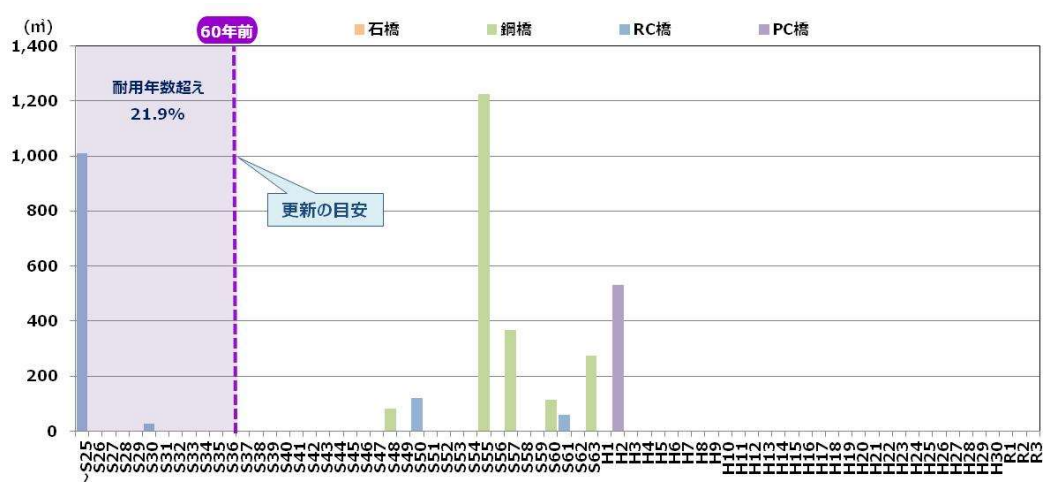


図 17 橋梁の年度別整備量（R3 年 12 月）

b.上水道

上水道の年度別整備延長を図 18 に示します。本町の上水道は、人口の増加に伴って、昭和 50 年代以降に本格的な整備がはじまっています。総務省の推奨する、一般財団法人 地域総合整備財団が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」における上水道の更新の目安である建設後 40 年を超えている管路が全体の 11.3% 存在しています。

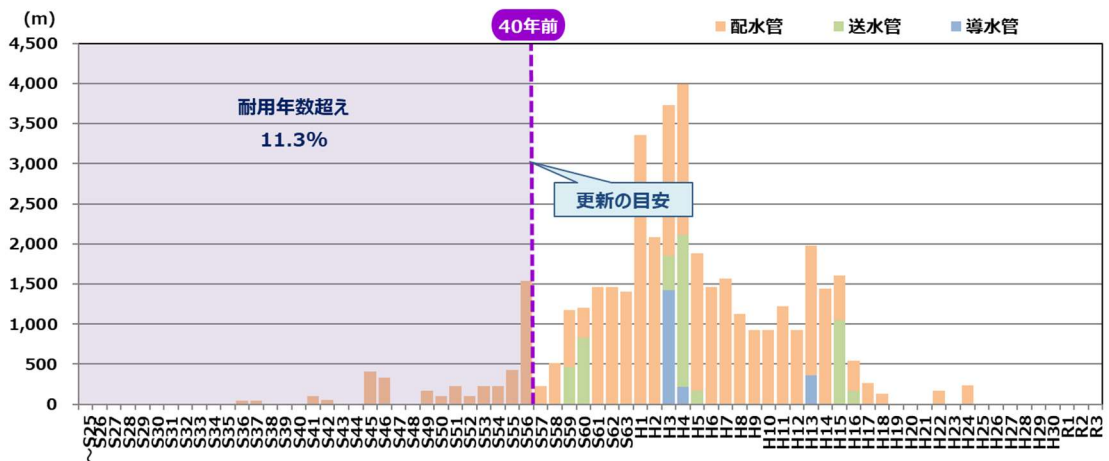


図 18 上水道の年度別整備延長 (R3 年 12 月)

c. 下水道

下水道の年度別整備延長を図 19 に示します。本町の下水道は、人口の増加に伴って昭和 50 年代後半以降から整備が始まり、多くが昭和 60 年代以降に整備されています。総務省の推奨する、一般財団法人 地域総合整備財団が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」における下水道の更新の目安である建設後 50 年を超えた管路は存在しませんが、今後老朽化が進行し、耐用年数を超えた管路が増加していきます。

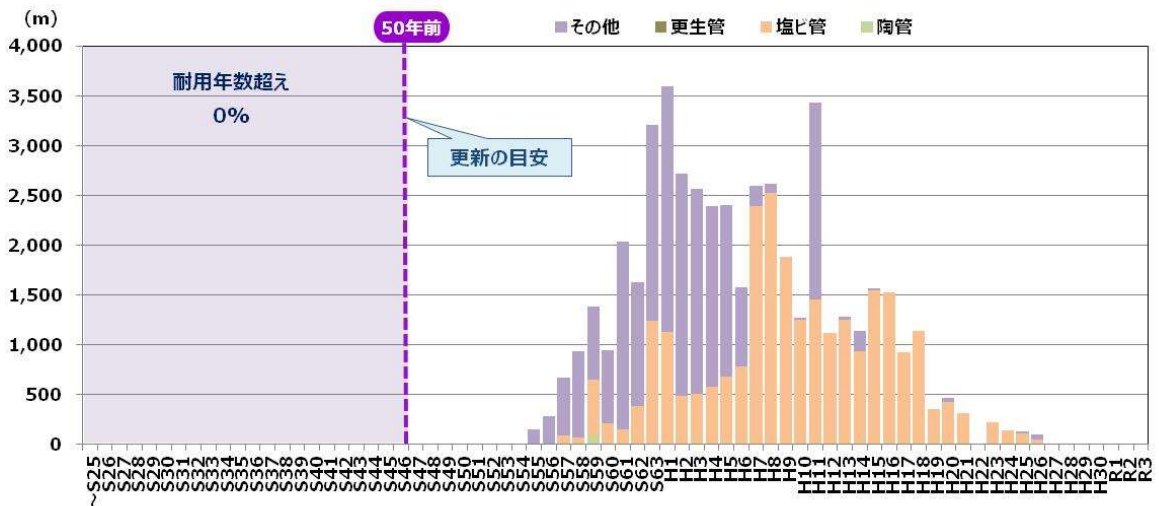


図 19 下水道の年度別整備延長 (R3 年 12 月)

3-2 修繕・更新等に係る中長期的な経費見込やこれらの経費に充当可能な財源の見込み等(長寿命化しない場合)

現在、本町が所有する公共施設等を維持した場合に今後どれだけの経費がかかるのかを試算し、それらに充てることができる財源と比較することで、公共施設の維持に関する財政上の課題を抽出します。

試算にあたっては総務省の推奨する、一般財団法人地域総合整備財団が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」の試算条件を用いた推計を行っています。

(1) 公共施設の将来更新費用

① 建築物系公共施設の将来更新費用

建物における部材は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。本町の建築物系公共施設を全て現状のまま維持し、耐用年数経過時に全て建替え等を行う場合(長寿命化しない場合)、将来更新にかかる費用について、総務省の推奨する「公共施設更新費用試算ソフト」の試算条件を用いて図 20 に示します。

令和 48 年度までの 45 年間の更新等に係る費用は約 250.3 億円で、平均すると年間約 5.6 億円が必要となる見込みとなります。

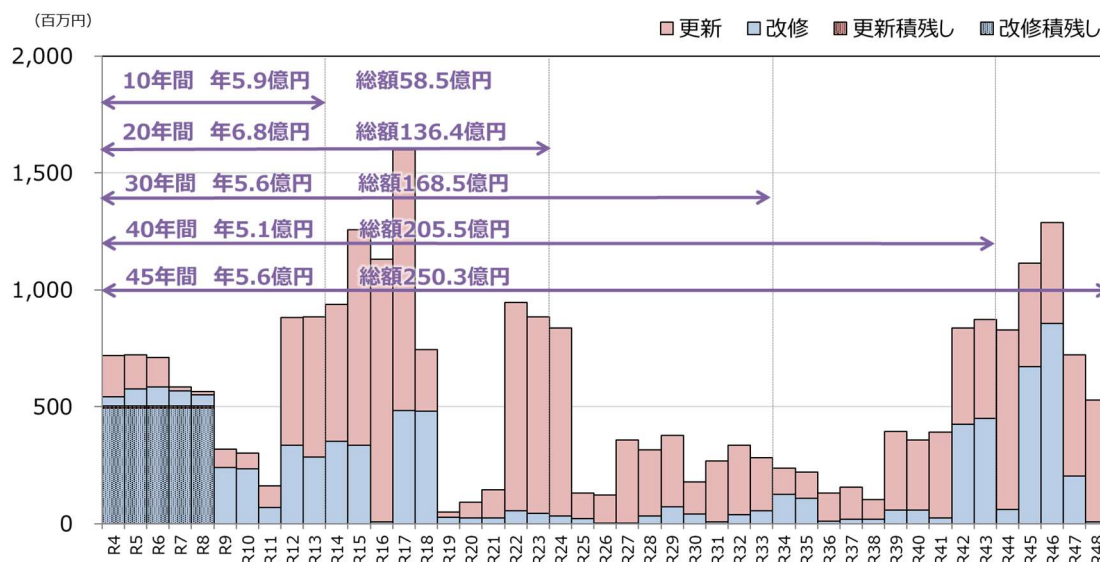


図 20 建築物系公共施設の将来更新費用 (R3 年 12 月)【長寿命化しない場合】

②インフラ資産の将来更新費用

総務省の推奨する試算ソフトの条件を用いてインフラ資産（道路、橋梁、上水道、簡易水道、下水道）について、耐用年数経過時に単純更新した場合（長寿命化しない場合）の将来更新費用を試算し、合算したものを図21に示します。

令和48年度までの45年間での更新等に係る費用は約212.3億円で、平均すると年間約4.7億円が必要となる見込みとなります。

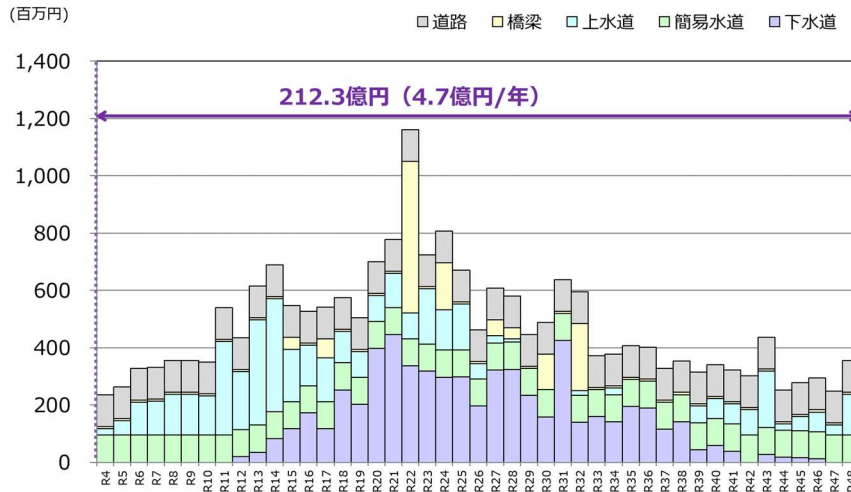


図 21 インフラ資産の将来更新費用（H29年3月）【長寿命化しない場合】

一般会計と特別会計を合わせた充当可能な財源見込み(9頁表1)と、長寿命化しない場合の将来更新費用の試算(図20、21)を比較し、図22に示します。

建築物系公共施設とインフラ資産を合わせた将来更新費用が年間平均約10.3億円であるのに対し、充当可能な財源見込みが年間約3.4億円(9頁表1)であることから、長寿命化しない場合では年間平均約6.9億円の不足が見込まれます。

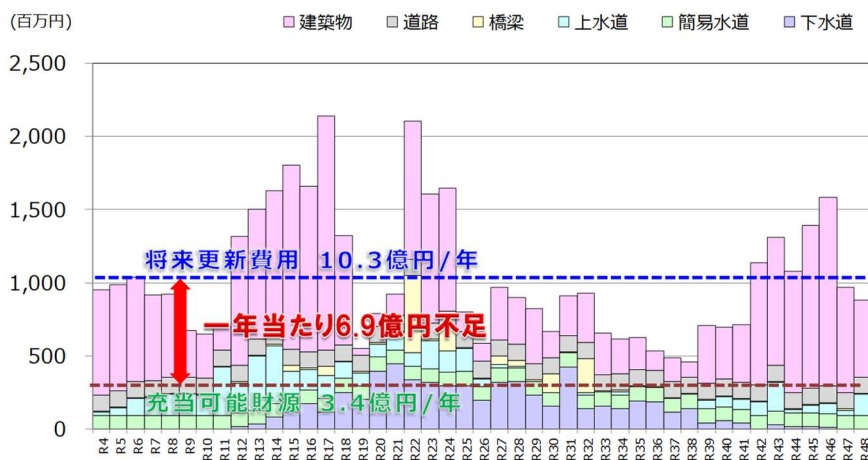


図 22 充当可能な財源見込み及び将来更新費用との比較【長寿命化しない場合】

3-3 現状や課題に関する基本認識(長寿命化しない場合)

(1) 費用の増加と財源不足

① 老朽化の進行による大規模修繕・更新費用の増加

本町の建築物系公共施設のうち、更新の目安となる築 60 年以上となる施設は、全体の 1.1%と現段階では少ないものの、10 年後には 15.2%まで増大します。

また、大規模修繕時期である築 30 年以上となる施設は、全体の 58.2%を占めており、10 年後には 74.2%まで増大します。全て建替え等を行う場合(長寿命化しない場合)は、老朽化による更新や大規模修繕に必要な費用が増加して、財政を圧迫していくことが懸念されます。(13 頁 表 2 より)

② 人口減少に伴う町税の減少

本町の人口は平成 7 年以降減少傾向を見せており、令和 12~22 (2030~2040) 年には約 7,000 人まで減少することが予測されています。特に、生産年齢人口の減少が著しく、生産年齢人口は、平成 2 (1990) 年をピークに減少に転じています。令和 22 (2040) 年には、約 3,000 人台まで低下すると見込まれ、町の主要な財源である町税が減少傾向になることが懸念されます。(5 頁 図 5 より)

③ 充当可能財源を大幅に超過する大規模修繕・更新に係る費用

前述のとおり、老朽化の進行による大規模修繕・更新費用が増大する一方で、人口減少に伴う町税の減少により、充当可能財源の確保が困難となることが懸念されます。

総務省の示す推計手法によれば、本町が今後約 45 年間の大規模修繕・更新等に要する費用は年間平均約 10.3 億円であるのに対し、充当可能な財源見込みが年間平均約 3.4 億円であることから、年間平均約 6.9 億円の不足が見込まれます。(19 頁 図 22 より)

(2) 施設の安全性の課題

① 公共施設に関する情報集約

従来の公共施設においては、施設の担当課における情報整理・施設管理が行われてきており、全庁を横断した情報集約・共有の手法は採られてきませんでした。

このため、施設の老朽度や性能不足、稼働状況等の公共施設マネジメントを進めるための様々な情報が活用しにくい状態になっており、全庁的な情報収集・データベース化を通じて、効率的・効果的な公共施設の運営や維持管理を進めていく必要があります。

② 老朽化による耐震性や安全性の課題

前述のとおり、築30年以上の施設が全体の約6割を占めています。

直ちに対策が必要なほど老朽化していると限りませんが、施設の老朽化による事故を防ぐためにも、今後も維持・活用していくべき施設については、劣化診断・改修を実施していく必要があります。また、耐震性能に不安が残る施設等については、適切な更新等や建替えを順次進めていく必要があります。

(3) 施設の利活用の課題

① 人口減少や少子高齢化に伴う住民ニーズの変化

本町の人口は減少傾向を見せており、とりわけ少子化による年少人口の減少は著しい傾向にあり、昭和 55 年に 2,000 人後半を占めていた年少人口は、平成 22 年には 1,000 人近くまで減少し、令和 2 年をピークに横ばいになっていますが、過去の水準まで戻ることを見込めません。

一方で、老年人口の全人口に占める割合は増加傾向にあり、昭和 55 年に 1,000 人近くに過ぎなかった老年人口は、令和 2 年には 3,000 人台まで増加し、以降は横ばいになることが見込まれています。

今後は、人口の減少に伴う公共施設等の量的な見直しを行うとともに、人口構造の変化に伴い、公共施設等に対する需要の変化に対応するなど、柔軟な対応が求められています。

② 適正な受益者負担と民間資本の活用

前述のとおり、公共施設等の大規模修繕・更新等に要する費用が充当可能な財源を大きく上回ることが見込まれるため、公共施設の量的・質的な見直しを行うとともに、上下水道等の特別会計によって運営されている事業を始めとした様々な施設において、適正な受益者負担のあり方について検討を行う必要があります。

また、民間の資本・ノウハウを活用して、公共施設・公共サービスを提供する手法の導入等についても検討を行う必要があります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4-1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

建物における部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下の兆候を検出することを目指し、損傷や故障の発生に伴い修繕を行う「事後保全」から、定期的な点検や診断による「予防保全」の視点を持って総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

今後も維持していく建物については法定点検と自主点検を組み合わせ実施し、本町の施設管理に適した「自主点検マニュアル」の整備を図ります。

耐震診断、劣化診断など既に診断を終えているものについてはデータを活用するものとしませんが、診断は経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録をデータベース化して計画的な保全に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理及び修繕については、長期間にわたり多額のコストがかかりますが、定期的な点検・診断結果を踏まえた予防保全型の管理を実施することで、維持管理コストの平準化・適正化を図ります。

施設の更新にあたっては、人口動向や町民の利用ニーズ、周辺施設及び類似施設の立地状況等を踏まえ、適正な規模・総量を検討するとともに、施設の集約化、複合化、民間施設の活用、統合・廃止等を検討し、効率的かつ適切な施設配置を目指します。加えて、バリアフリーや省エネルギー、環境への配慮を行うとともに、トータルコストの縮減を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における利用者の安全確保については万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって重要と考えます。

施設の安全性及び耐用性の観点から、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性について評価を行い、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

(4) 耐震化等の実施方針

多くの町民が利用する公共施設は、地震などの災害時に備えて耐震性が確保される必要があります。そのため、災害時の防災拠点としての機能確保の観点から、必要となる重要度や優先度を検討し、耐震改修整備を計画的に推進します。

また、地域防災計画等に基づいた防災機能の強化・確保、ライフラインが被災した場合に備えたバックアップ機能を確保します。

(5) 長寿命化の実施方針

総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全に努め、長寿命化を推進し長期的な視点で更新費用等の抑制を図ります。

長寿命化に際し、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的に行い、定期的に診断を行い、その結果を踏まえて小規模改修工事を行うことで、劣化の進行を遅らせ、施設の機能を長期間にわたり保持していくことで、維持管理・更新費用の抑制と平準化を目指します。

特に、これから大規模修繕の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで、安全の確保と長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

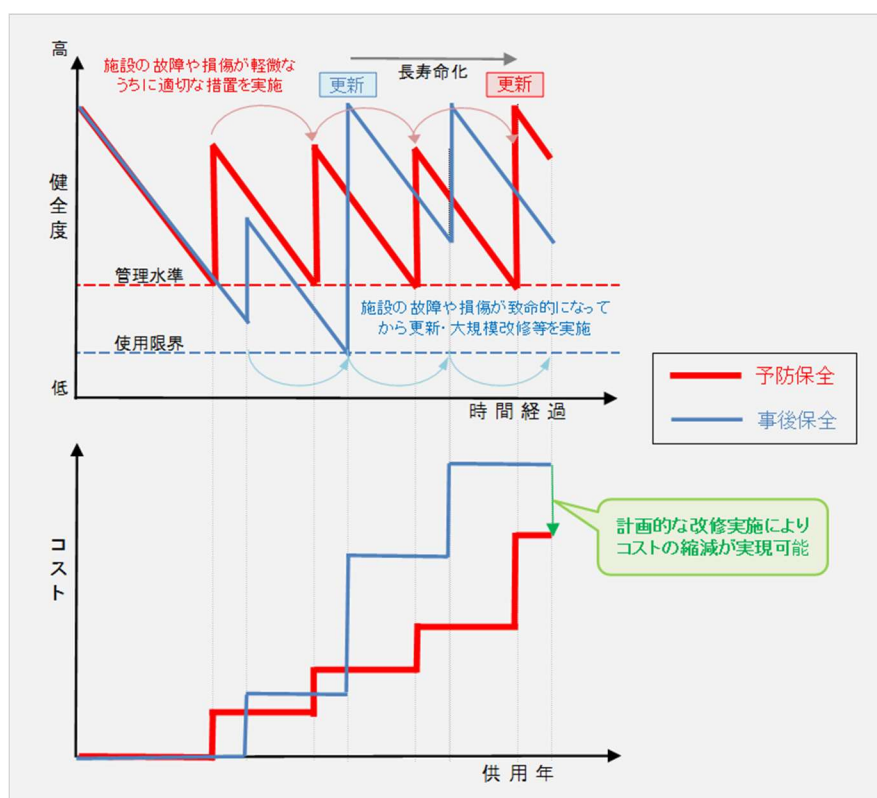


図 23 施設長寿命化のイメージ

改築中心から長寿命化への転換イメージ

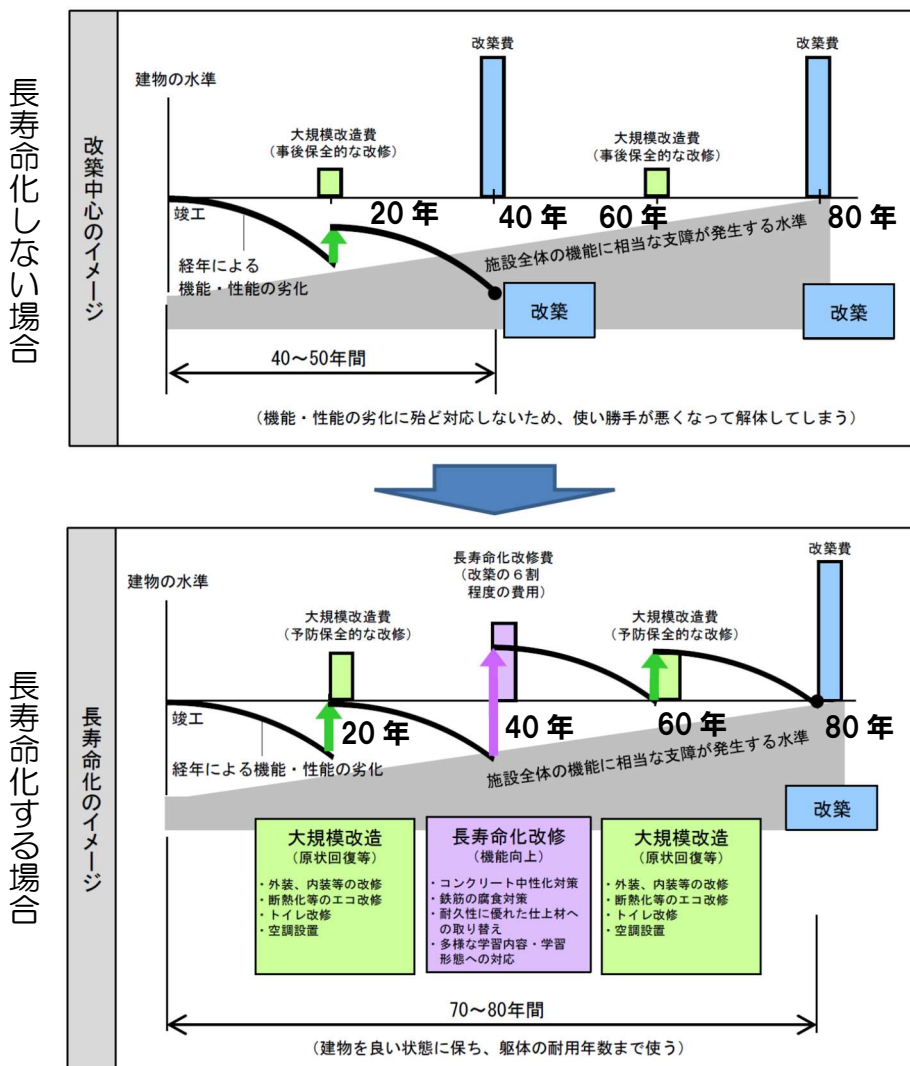


図 24 改築中心から長寿命化への転換イメージ

出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書 文部科学省（平成 29 年度）

(6) 統合や廃止の推進方針

人口動向や財政状況を考慮し、公共施設(機能)の統廃合、複合化を検討し、施設の縮充を行います。

検討に際し、施設の利用状況や運営状況、維持管理費用の状況、安全性、地域における施設の充足率、まちづくりの視点等の様々な指標により、施設評価を実施します。この結果に基づき、今後 町民の意向も踏まえながら、個々の施設に対し、維持、統合、廃止等の総合的な評価を行い、再編・再配置の実施方針とします。

(7) 再編・再配置の推進方針

再編・再配置の方向性において、専門施設の場合は、重複する施設を集約化・複合化することにより、先進性・専門性を高める事が出来ます。また、身近な施設の場合は、複合化・多機能化することにより、多世代・多目的の利用が可能になります。

また、再整備を計画する場合は、既存施設の機能転換や集約化・複合化等による施設量の縮減を図ることにより、機能を充実し、町民サービスの水準を維持しながら、公共サービスを提供することを目指します。

方法	内容	イメージ
集約化	ニーズや利用状況等を踏まえ、同一用途の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	
複合化	施設の利用状況や需要見通しを踏まえ、余剰・余裕スペースについて、周辺の異種用途施設と複合	
民間施設の活用	施設規模や設備、運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用	
類似機能の統合	設置目的は異なるものの、機能が似通っている複数施設について統合	
実施主体や管理運営主体の変更	施設規模や運営形態等を踏まえ、事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更	

図 25 施設統廃合のイメージ

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

建築物の長寿命化にあたり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、公共施設のバリアフリー化に取り組むとともに、個人のライフスタイルや価値観の多様化に対応していくためにも、年齢、性別、身体の状態、国籍などの違いにかかわらず、可能な限り多くの人と同じものを同じように利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

今後、公共施設等を良好な状態で保持し、将来に引き継いでいくためには、全庁的な公共施設等のマネジメント推進体制を構築する必要があります。施設カルテを活用した一元管理を行い、毎年度の更新を基本とすることで、最新の施設情報を効率的に活用できる環境を整備します。

また、計画的に予防保全を進めていく上では、建築物の老朽化や不具合の状況を把握することが重要となることから、劣化状況調査を定期的を実施し、建築物の現状把握に努めるとともに、その結果を本計画にフィードバックすることで、精度の高い計画を策定します。

4-2 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

施設類型毎の管理に関する基本的な方針について取りまとめました。

※巻末 施設類型毎の管理に関する基本的な方針（42～63 頁）をご覧ください。

4-3 過去に行った対策の実績

平成 28 年度から令和 3 年 12 月までに行った建築物系公共施設における主な取り組みです。

表 6 建築物系公共施設における主な取り組み

方法	系統	年度	施設名	棟数	延床面積 (㎡)
建設	町営住宅系	H28	さくら広場トイレ(街中トイレ)	1	7.42
建設・集約化 (PFI活用)		H30	籠場住宅	1	862.74
		H30	町屋住宅	1	2,196.57
建替え	町民文化系	R1	土佐原地域集会施設	1	64.59
合計				4	3,131.32

方法	系統	年度	施設名	棟数	延床面積 (㎡)
解体	町営住宅系	H30	店場屋住宅	2	62.48
		H29~R1	中丸住宅	7	208.25
		H29~R2	仲町屋沢尻住宅	6	157.20
		H29~R2	中河原住宅	12	1,216.08
	町民文化系	R1	土佐原公民館	1	59.22
合計				28	1,703.23

方法	系統	年度	施設名	棟数	延床面積 (㎡)
集約化	学校教育系	R2	旧寄中学校	1	2353.00
貸付	スポーツ・レクリエーション系	H31	創生推進拠点施設	1	17,540.00
	その他	R3	旧寄中学校	1	2353.00
合計				3	—

方法	系統	年度	施設名	棟数	内容	
改修	町民文化系	H28	湯の沢児童センター	1	耐震補強工事	
		H29	河内児童センター	1	耐震補強工事	
		H29	城山地域集会施設	1	耐震補強工事	
		H29	田代地域集会施設	1	耐震補強工事	
		H29	宮地多目的集会施設	1	耐震補強工事	
		H30	湯の沢児童センター	1	補強工事	
		H30	宮前地域集会施設	1	防水工事ほか	
		学校教育系	H30	松田中学校 (屋内運動場)	1	防水工事ほか
		町営住宅系	R1	河内住宅	1	外壁塗装工事
		子育て支援系	R1	小規模保育所	1	施設整備工事
改修 (ESCO事業)	町民文化系	R29	生涯学習センター	1	施設改修工事	
		R2	生涯学習センター (旧町民文化センター)	1	省エネルギー化工事	
合計				12	—	

その他にも、トイレ洋式化工事、空調機設置工事、学校施設の情報通信ネットワーク環境施設整備工事など、施設の機能向上となる改修等について、方針を踏まえて対策を行いました。

策定から改訂までに行った未利用資産の活用における主な取り組みです。現状で使用されていない土地、公共施設の最適化によって発生した余剰資産などの未利用財産等について、民間企業等に貸付・売却等を行うことは、資産利用の最適化および将来の維持管理等に係る負担の軽減となり、町の活性化に繋がります。

表 7 未利用資産の活用における主な取り組み

方法	名称	年度	所在地	契約	面積 (㎡)
売却	寄1番地	R2	寄字1番2番3	1	1,487.74
			寄字1番2番1(他4筆)	1	125,786.50
			寄字1番177番5	1	777.00
合計				3	128,051.24

第5章 計画の推進に向けて

5-1 計画推進に向けた取組

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまで、所管課ごとに保有する公共施設の維持管理や情報管理をしてきましたが、今後は全庁的な公共施設等のマネジメント推進体制を構築する必要があります。

全庁的な情報共有及び合意形成を図る観点から、全庁横断的な「公共施設等マネジメント推進会議」を設置し、本計画の進行管理や各所管課で保有する公共施設について、一元的な情報管理・集約等を図り、必要に応じて、本計画の改定や目標の見直しを行います。

なお、公共施設等マネジメントの推進にあたっては、財政を担当する課との密接な連携のもと、事業の優先順位を検討の上、保全・大規模修繕・更新等に係る予算の調整を図ります。

(2) 庁内におけるマネジメント意識の醸成

職員一人ひとりが、本町の公共施設等の現状や本計画の策定意義等を十分認識・理解し、施設総量の最適化及び維持管理の適正化に対する意識向上や創意工夫を図っていくことが重要となります。

外部有識者や先進自治体の担当者等による講演や講習等の研修会の開催等により、庁内におけるマネジメント意識の醸成と認識共有を図ります。

(3) 行政サービス水準等の検討について

各公共施設等において、統合・廃止・再編・再配置と併せて、施設利用者への適切なサービスが行えるよう、施設の特性を考慮しながら、検討します。また、各公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討する際は、該当サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間代替の可能性等も検討し、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することとします。

(4) 民間事業者との連携

本町では、指定管理者制度を導入しています。また、ESCO 事業、PFI 活用を行った実績があります。今後も民間活力の導入による効果が期待できる施設については、ESCO 事業、PPP や PFI の活用等を検討し、官民連携を推進する事業の効率化や町民サービスの最適化を目指します。

(5) 議会及び町民との情報共有

公共施設等マネジメントは、まちづくりのあり方につながる重要な計画になるため、議会及び町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行うことが必要となります。議会への報告と町民への十分な情報提供を行うと共に、意見交換を交えながら推進していきます。

5-2 現在要している維持管理経費

一般会計における、施設の維持管理に要する費用は、年間約 63.7 百万かかります。一般会計における光熱水費及び維持補修費より、現在要している維持管理経費を図 26-1 に示します。これは、施設を維持する費用であり、施設で提供するサービスに要する費用や、指定管理者制度等による委託料等については、含まれていません。

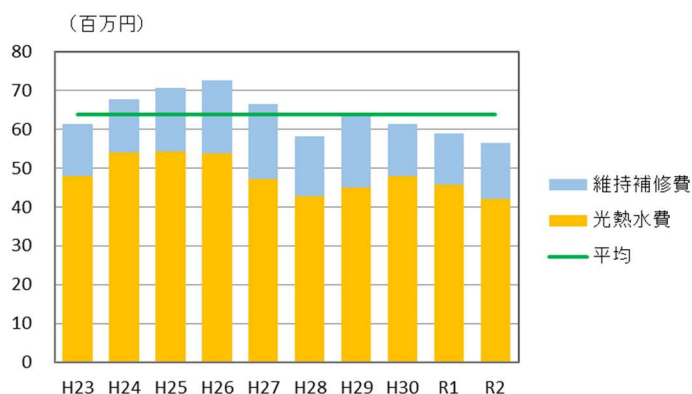


図 26-1 一般会計における維持管理経費

特別会計（上水道、簡易水道、下水道）における、施設の維持管理に要する費用は、年間約 162.6 百万かかります。特別会計における工事請負費等及び維持管理経費等より、現在要している維持管理経費を図 26-2 に示します。これは、施設を維持する費用であり、施設を管理する人件費等については、含まれていません。

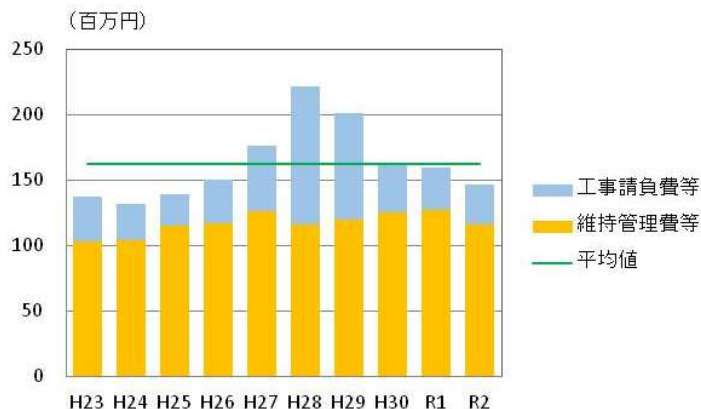


図 26-2 特別会計における維持管理経費

5-3 長寿命化のコスト見直し・効果

(1) 長寿命化改修等の対策概算費用

本町では、総合管理計画に基づき、建築物が老朽化(60 年程度)した際の改築を想定していましたが、今後は「修繕（大規模改造）」及び「長寿命化改修」を行い、建築後 80 年を目標使用年数とした建築物の長寿命化を図ります。

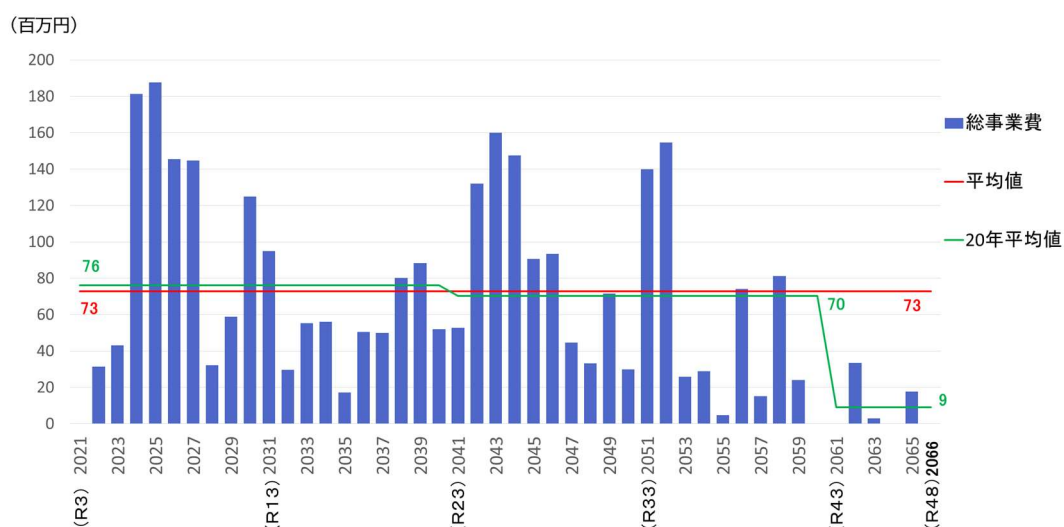
(2) 対策効果額

各計画を基に長寿命化改修、修繕（大規模改造）等の対策概算費を、計画の 2066(令和 48)年度まで、シミュレーションをしました。

建築物系公共施設の場合、計画期間 46 年間の概算費用は、総額 33.5 億円、年間平均 約 7.3 千万円の費用結果になりました。（総額は、実施時期未定の解体工事等も含んでいます。）また、社会情勢の変化に応じて本計画を見直すことを考慮し、20 年間ごとの平均値を下図に示します。

試算ソフト等の費用は、「施設系統ごとの建物の工事単価×面積」で算出する事が多く見られます。しかしながら、そのような試算費用では、現状の財政状況に見合った試算額を得られないため、本町等で実績のある工事金額を用いてシミュレーションを行いました。また、これまで本町が進めてきた耐震補強工事等の取り組みによって、対策概算費用を抑える事が出来ました。

昭和 50 年代後半をピークとした高度経済成長期に公共施設が集中的に整備されたものが多く、大規模改造、長寿命化改修等の時期が重なるため、優先順位を考慮し、対策費用の平準化を図りました。



※グラフの中には、実施時期未定の解体工事等は含まれておりません。

図 27 建築物系公共施設における長寿命化改修等の対策概算費用 (R3 年 3月)

出典：松田町公共施設個別施設計画

また、建築物系公共施設の場合、長寿命化対策等の効果額は、約 4.87 億円/年となり、更新費用等の抑制となります。(18 頁 図 20 より)

インフラ資産の場合、計画期間 45 年間の概算費用は、総額 126.4 億円、年間平均 約 2.8 億円の費用結果になりました。

昭和 50 年代後半をピークとした高度経済成長期にインフラ整備が集中的されたものが多く、更新の時期が重なるため、優先順位を考慮し、対策費用の平準化を図る必要があります。また、社会情勢の変化に応じて本計画を見直すことを考慮し、20 年間ごとの平均値を下図に示します。

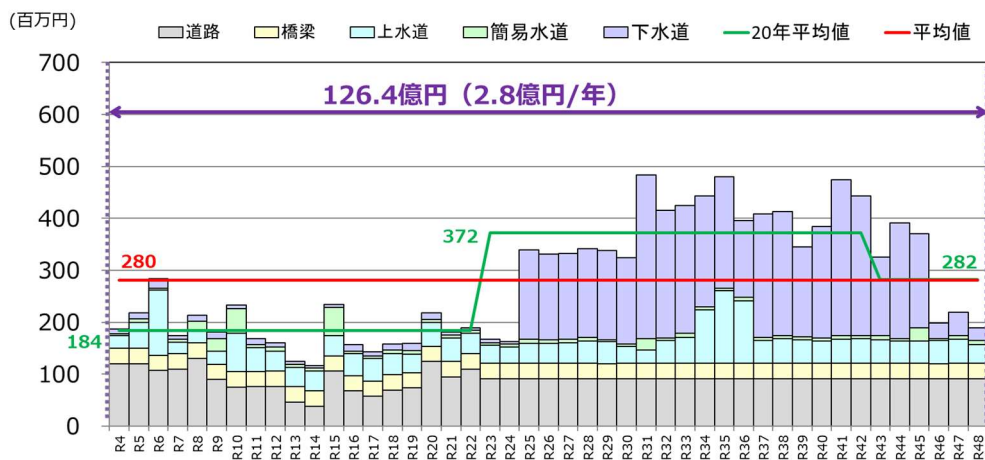


図 28 インフラ資産における長寿命化改修等の対策概算費用

※計画期間が短期ものについては、計画期間の平均値を用いて試算費用を記載しています。

また、長寿命化対策等の効果額は、約 1.9 億円/年となり、更新費用等の抑制となります。(19 頁 図 21 より)

(3) 財源の確保等

今回の試算結果では、図 29 一般会計（建築物、道路、橋梁）における将来充当可能な財源見込みは、年間平均 約 2.55 億円となり、長寿命化改修等の対策概算費用 年間平均 約 1.86 億円を充足しているため、支出は可能であると推測します。これまで進めてきた耐震補強工事等の長寿命化の取り組みによって、対策概算費用を抑えることが出来ます。

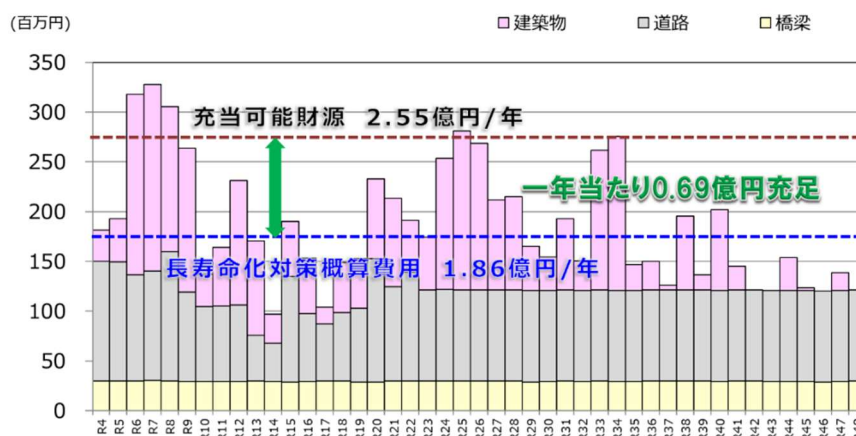


図 29 一般会計における充当可能な財源見込み及び長寿命化等の対策概算費用との比較

図 30 特別会計（上水道、簡易水道、下水道）における将来充当可能な財源見込みは、年間平均 約 0.83 億円となり、長寿命化改修等の対策概算費用 年間平均 約 1.61 億円から年間平均 約 0.78 億円の不足となるため、支出は不可能であると推測します。改修・更新等が集中する時期について、ピークを分散して財政負担を平準化及び使用料等の適正化を図るなど、持続可能な維持管理を実践していく必要があります。

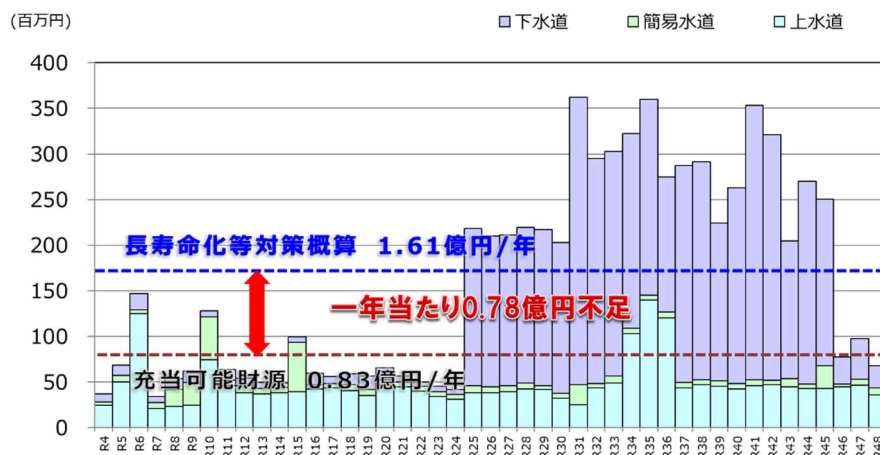


図 30 特別会計における充当可能な財源見込み及び長寿命化等の対策概算費用との比較

一般会計と特別会計を合わせた、将来充当可能な財源見込み及び長寿命化等の対策概算費用を図31に示します。

R4～48（2022～2066）年度までの長期計画期間において、将来充当可能な財源見込みは、年間平均 約 3.4 億円（9 頁 表 1）となり、長寿命化改修等の対策概算費用 年間平均 約 3.5 億円からで年間平均 約 0.1 億円の不足となるため、支出は不可能であると推測します。将来充当可能な財源見込み金額を 3% 超えている状態であるため、改修・更新等が集中する時期について、ピークを分散して財政負担を平準化及び使用料等の適正化を図るなど、持続可能な維持管理を実践していく必要があります。

本町の財政状況を踏まえると、これまでの行政サービス水準を確保しつつ、長寿命化計画等を行うことが難しいと思われる時期を迎えます。町民ニーズの変化に対応する公共施設等のあり方や機能の見直し等を推進し、施設需要の変化に応じ、量と質を最適化することが必要となります。

国は、公共施設等の老朽化対策において、適正管理を推進するため、個別計画等の対象事業に対して自治体を支援しています。今後は、これらの地方財政措置や基金などを最大限活用しながら、施設整備を推進します。

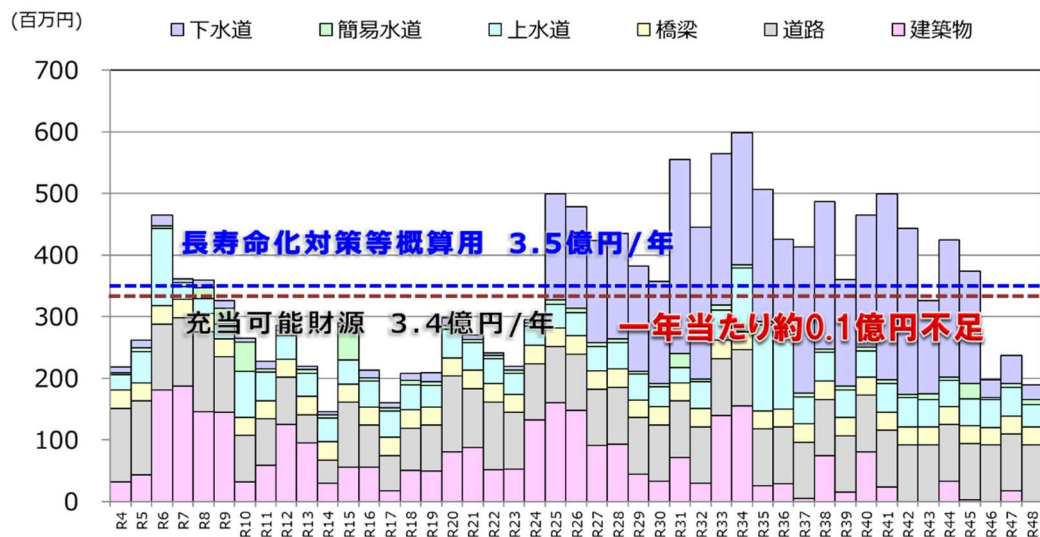


図 31 充当可能な財源見込み及び長寿命化等の対策概算費用との比較

5-4 本計画における目標設定

(1) 公共施設の目標数

建築物系公共施設は、現在 85 施設ありますが現在のところ、大半の公共施設は現状維持を継続していく方針であります。

今後、廃止の方針を示している施設に対して、実施する予定であります。

木造の仲町屋沢尻住宅・中河原住宅は、老朽化が進んでおり廃止予定であるため、既入居者の退去後は解体を進めます。

表 9-1 建築物系公共施設における削減目標数

系統	施設数	廃止予定施設名	延床面積 (㎡)
行政系	2	消防団 旧第8分団詰所	75.10
		旧神山児童館	191.70
保健・福祉系	1	福祉工芸作業所	66.91
町営住宅系	2	仲町屋沢尻住宅	337.20
		中河原住宅	348.60
計	5		1,019.51

表 9-2 建築物系公共施設における施設削減率

	施設数	削減率
廃止予定施設	5	5.9%
全施設	85	

(2) 延床面積等に関する目標数

建築物系公共施設において、廃止予定施設をまとめました。計画の削減目標とします。

表 10 建築物系公共施設における延床面積目標数

	延床面積 (㎡)	削減率
廃止予定施設 延床面積	1,019.51	2.0%
全施設 延床面積	50,834.00	

(3) トータルコストの縮減・平準化に関する目標

計画の実効性を確保するため、目標の定量化を定め、達成に努めます。

本町における、持続可能な公共サービス・公共施設を維持する観点から、本計画の長期的な目標を「長寿命化改修等の対策概算費用と充当可能財源のバランスを確保する」こととします。

長寿命化改修等の対策概算費用の試算では、充当可能な財源見込みが、建築物系公共施設及びインフラ資産の将来更新費用に対して年間約 0.1 億円不足する事が想定されています。特別会計事業の企業会計における経営改善や実施時期の平準化、建築物系公共施設の長寿命化の検証、道路・橋梁における本町の実態を踏まえた長寿命化計画の検証等、前述の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に則した取組みにより、第 1 次計画期間である今後 5 年間において、長期計画期間における不足額 年間 0.1 億円を縮減・改善することとします。

長期目標 2017～2066（平成 29～令和 48）年度
長寿命化改修等の対策概算費用と 充当可能財源のバランスを確保する
第 1 次計画（策定：平成 29 年度～令和 8 年度） （改訂：令和 4 年度～令和 8 年度）
充当可能な財源見込みと公共施設等の長寿命化改修等の 対策概算費用の不足額 年間 0.1 億円を縮減・改善する

5-5 地方公会計(固定資産台帳)の活用

公共施設マネジメントの推進にあたり、地方公会計の情報である固定資産台帳の情報を活用することが、効果的であります。固定資産台帳には、固定資産の取得から処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で取得価額、耐用年数等を記載しています。

デジタル化された固定資産台帳データと、公共施設等をコード設定で紐付けることにより、公共施設等の適正管理に活かす取組みを行います。このことにより、統一的基準による地方公会計において、経年・自治体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、資産管理向上への活用を推進します。

5-6 未利用資産等の保有する財産活用や処分に関する基本方針

用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却等を行うことは、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に資することであると、総務省から示されています。

このことより、本町でも現状で使用されていない土地や、公共施設の最適化によって発生した余剰資産などの未利用財産等については、民間企業等に貸付等を行うことにより、町の活性化に繋がります。

また、処分においては、総合計画等により本町が推進するまちづくりの方向性に整合することを十分確認した上で、売却等を行うことにより、資産の有効活用を行います。

表 11 今後、利活用(売却・賃貸等)を予定している資産

名称	面積 (㎡)	現況
旧神奈川県水道企業団公舎用地	1,682.00	貸付(駐車場)
下原土地区画整理地	1,593.88	空地
旧砂利線跡地	4,216.35	空地
寄1番地(寄附地)	19,192.68	空地等
町営仲町屋駐車場	1,850.00	駐車場
仲町屋沢尻住宅	6,463.85	住宅等

※利活用の時期については、未定。行政財産については、廃止等を予定。
面積等は、令和2年度松田町決算書より抜粋。

5-7 広域連携

団体における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域で最適配置を図る観点から、複数団体の連帯による取組も積極的に推進することが重要であり、必要に応じ、広域連携で取組むことが望ましいと、国より示されています。

公共施設の最適化を図るにあたり、あらゆる用途施設の全てを本町で整備するのではなく、近隣市町村との公有財産を相互利用するなど広域的な連携を検討します。また、民間との連携による民間施設を活用した公共サービスの提供なども検討し、幅広い視点から住民のニーズに対応していきます。

また、国が行う「地域における公有財産の最適利用」との調整を図りながら、国の施設等や機能との複合化等も視野に入れ、公共施設等の活用推進を検討します。

5-8 都市計画等各種計画との連携の考え方

「松田町総合管理計画」を最上位計画とし、「松田町都市計画マスタープラン」等の各種計画との連携を図りながら、長期的な視点から公共施設等の更新並びに管理運営方針をさらに具体的な計画へと進めます。

5-9 情報基盤の整備と活用

これまでは、所管課ごとに保有する公共施設の維持管理や情報管理を行ってきましたが、今後は全庁的な公共施設等のマネジメント推進体制を構築する必要があります。

施設カルテを活用した一元管理を推進します。毎年度の更新を基本とすることで、最新の施設情報を効率的に活用できる環境を整備します。

また、計画的に予防保全を進めていく上では、建築物の老朽化や不具合の状況を把握することが重要となることから、劣化状況調査を定期的の実施し、建築物の現状把握に努めるとともに、その結果を本計画にフィードバックすることで、精度の高い計画を策定します。

なお、公共施設マネジメントの推進にあたって計画総括部門は、財政を担当する部門との密接な連携のもと、事業の優先順位を検討の上、保全・大規模修繕・更新等に係る予算の調整を図ります。

5-10 推進体制等の整備

本計画に基づいて建築物の保全を着実に推進するためには、毎年度に予定される修繕・長寿命化改修等の対策に対し、適正な予算配分を行う必要があります。

そのために、基本方針に示される個々の対策の計画について、予算段階から施設所管部門、財政担当部門、計画総括部門との連携・協力が不可欠です。関係部署との連携をより一層図り、体制の充実を図ります。

全庁的な連携体制を整備することで、個々の建築物に対する本計画の整合性が確保されるとともに、庁内横断的な事業計画の検討も円滑化し、保全の適正化が期待できます。

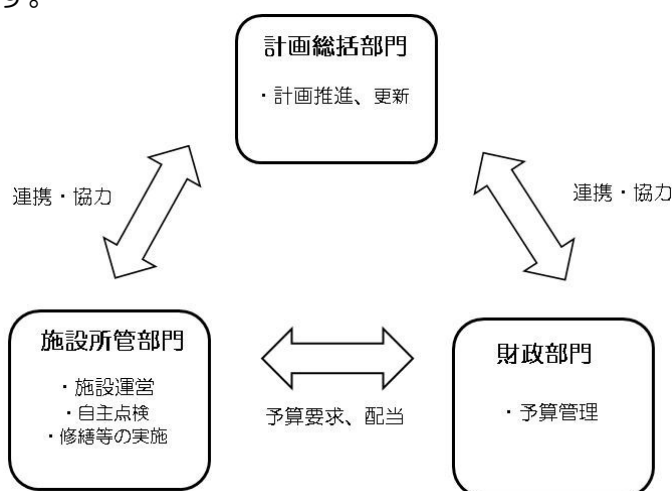


図 32 協力体制イメージ

5-11 フォローアップの実施方針

本計画を進めるため、以下に示す PDCA サイクルを実施し、進捗管理を継続的に行う事が重要となります。

「PLAN(計画)」では上位・関連計画を踏まえながら本計画の策定を行い、「DO(実施)」では本計画に基づき、点検・診断の実施や一元的な情報管理などの公共施設等マネジメントを庁内横断的に実施します。また、その後も「CHECK(検証)」により定期的に評価・検証を行い、「ACTION(改善)」では評価・検証の結果を踏まえ、公共施設としての機能の低下や社会情勢の変化等により管理運用の変更及び費用の削減や機能の更新を検討し、必要に応じて「PLAN(計画)」を見直します。

また、松田町総合計画や各種計画の見直しのタイミングに合わせて、本計画の見直しを行い、通常3～5年程にわたるPDCA サイクルを機能させます。

点検・調査の結果、修繕・長寿命化改修等の情報を適切に管理し、次期計画の見直しの際に活用できるよう、PDCA サイクルを構築し、取組みを推進していきます。

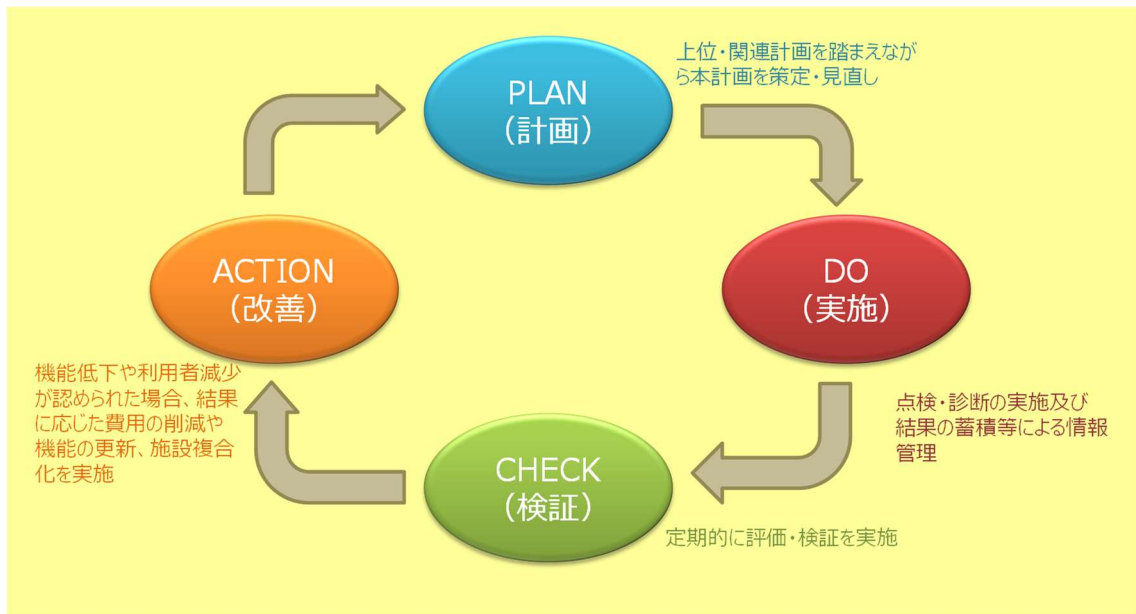


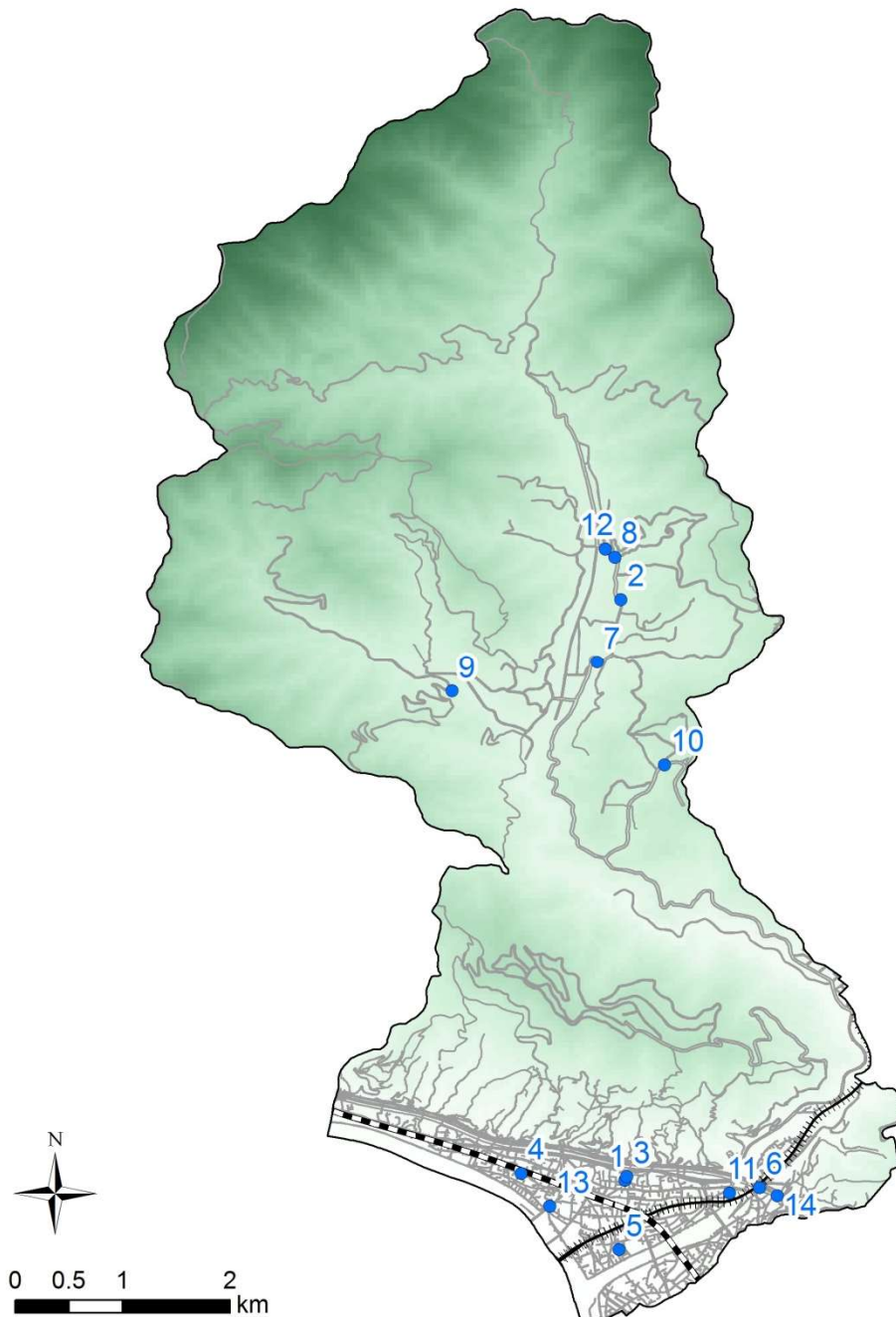
図 33 フォローアップの実施方針イメージ

巻末 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

4-2 施設類型毎の管理に関する基本的な方針 (本編 27 頁より)

(1) 行政系施設

① 配置状況



②基本情報

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建設年	耐震 基準	耐震診 断実施 状況	耐震改 修工事	避難所 避難場 所指定
1	松田町役場	3,780.98	平成18年	新耐震	不要	不要	-
2	寄総合センター	162.00	平成1年	新耐震	不要	不要	-
3	松田町消防団第1分団詰所	91.48	平成19年	新耐震	不要	不要	-
4	松田町消防団第2分団詰所	79.48	平成14年	新耐震	不要	不要	-
5	松田町消防団第3分団詰所	91.72	平成22年	新耐震	不要	不要	-
6	松田町消防団第4分団詰所	74.53	平成17年	新耐震	不要	不要	-
7	松田町消防団第5分団詰所	53.00	平成7年	新耐震	不要	不要	-
8	松田町消防団第6分団詰所	58.60	昭和58年	新耐震	不要	不要	-
9	松田町消防団第7分団詰所	87.36	平成25年	新耐震	不要	不要	-
10	松田町消防団旧第8分団詰所	75.10	昭和58年	新耐震	不要	不要	-
11	第2水防倉庫	33.06	昭和63年	新耐震	不要	不要	-
12	みやま運動広場備蓄倉庫	18.85	平成18年	新耐震	不要	不要	-
13	第1水防倉庫	56.00	平成1年	新耐震	不要	不要	-
14	旧神山児童館	191.70	昭和46年	旧耐震	未実施	未実施	-

③現状と課題

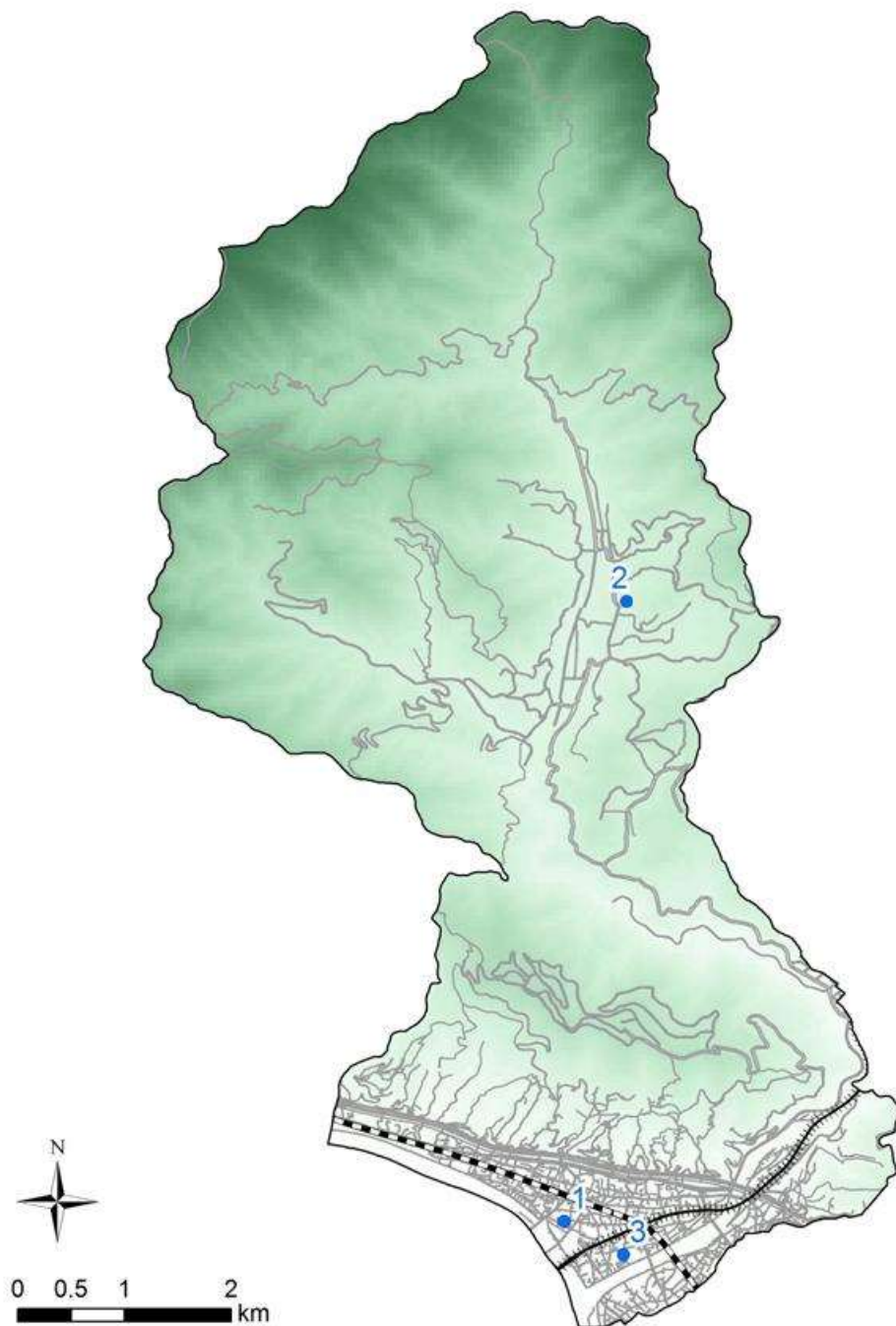
- 寄総合センターでは、出張所と診療所が併せて運営されていますが、建物の老朽化が進んでいることから、修繕等の検討が必要となっています。
- 消防関係施設については、団員確保が困難な地区が生じつつあることから、今後の再編等について検討する必要があります。また、第6分団詰所については、修繕等を検討しています。

④基本方針

- 町役場、寄総合センターでは、計画的な修繕等を実施しサービスの維持を図るとともに、建替えが必要となった際には他施設との統合・複合化等による施設量の縮減について検討します。
- 消防団詰所については、将来的な組織編制の見直しを行うとともに、適切な配置となるよう施設再編について検討します。

(2) 学校教育系施設

① 配置状況



②基本情報

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建設年	耐震 基準	耐震診 断実施 状況	耐震改 修工事	避難所 避難場 所指定
1	松田町立松田小学校	7,795.97	昭和49年	旧耐震	実施済	実施済	有
2	松田町立寄小学校	4,316.13	昭和50年	旧耐震	実施済	実施済	有
3	松田町立松田中学校	8,337.75	昭和46年	旧耐震	実施済	実施済	有

※松田小学校は新校舎（令和4年1月完成）に建替えを行いました。本計画のデータは旧校舎（昭和49年建設）のものとなります。

③現状と課題

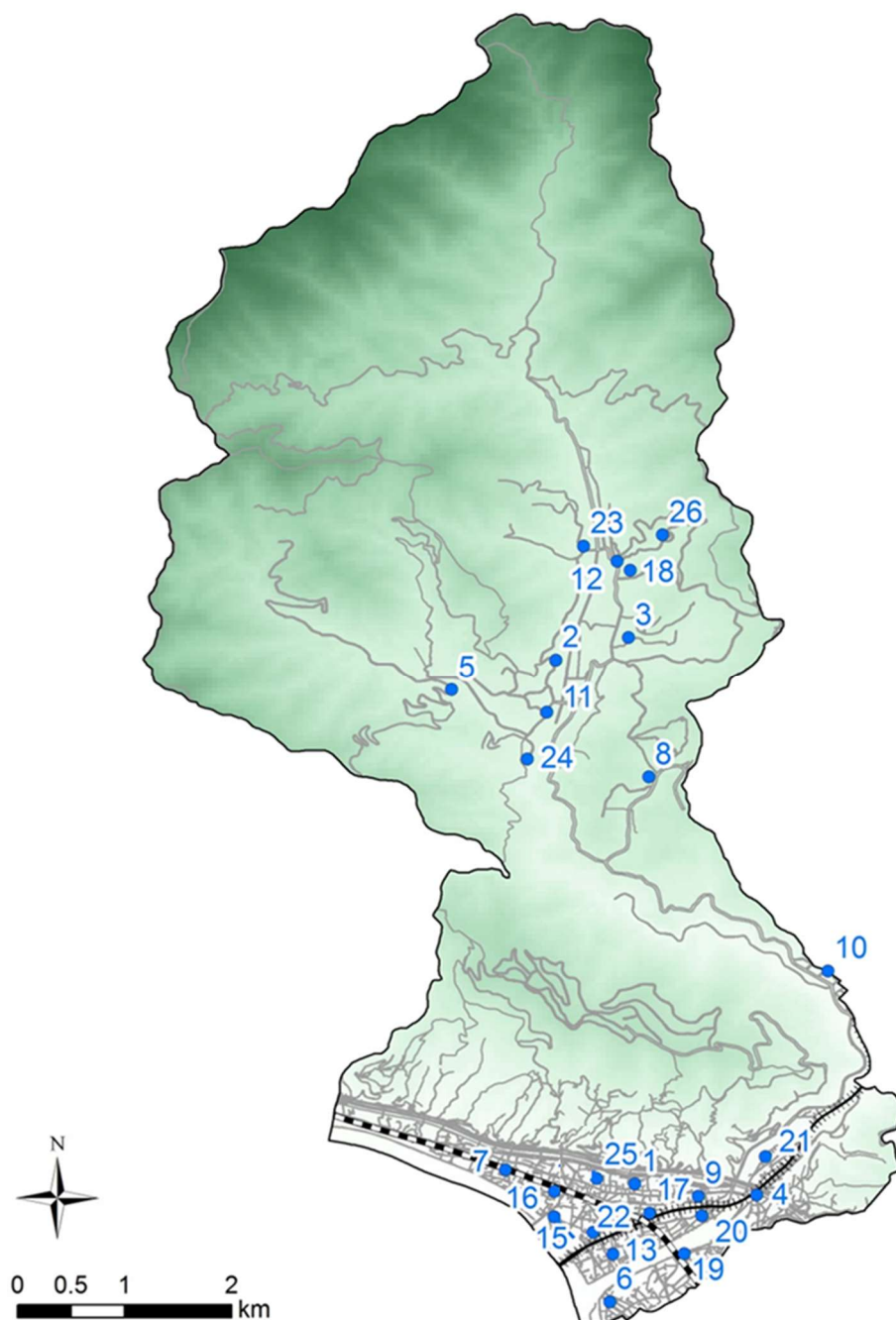
- 平成31年度 松田町立松田中学校と松田町立寄中学校を統合し、新生松田町立松田中学校が開校しました。
- 老朽化した施設が多く、工事や修繕等の費用の増大が見られます。
- 少子化により児童生徒数が減少しているため、良好な教育環境を確保する観点から、松田町立幼稚園、小・中学校の適正規模・配置にむけた検討を進めています。
- 小中一貫校、義務教育学校、建て替え等様々な選択肢を前提に良好な教育環境を提供するため、文部科学省の「木の学校づくり先導事業」の中で小中一貫校や義務教育学校などの実現性について検討しました。
- 令和3年度に3階建て木造校舎の松田小学校新校舎が建設され、旧校舎の解体やグラウンド整備も含めた、松田町立小学校校舎建設事業は令和4年度中に完了する見込みです。

④基本方針

- 松田中学校については、平成29年度に実施したコンクリートの耐力度検査では、大きな劣化は見込まれませんでした。老朽化が進んでいるため、令和4年度に長寿命化工事の設計を行い、令和5年度から工事を開始する予定です。

(3) 町民文化系施設

①配置状況



②基本情報

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建設年	耐震 基準	耐震診 断実施 状況	耐震改 修工事	避難所 避難場 所指定
1	生涯学習センター(旧 町民文化センター)	5,892.60	昭和56年	旧耐震	実施済	不要	有
2	宮地多目的集会施設	62.10	昭和60年	新耐震	不要	不要	有
3	弥勒寺多目的集会施設	165.61	平成1年	新耐震	不要	不要	有
4	神山地域集会施設	197.08	平成17年	新耐震	不要	不要	有
5	虫沢地域集会施設	156.26	平成23年	新耐震	不要	不要	有
6	町屋地域集会施設	217.08	平成14年	新耐震	不要	不要	有
7	城山地域集会施設	122.83	昭和63年	新耐震	不要	不要	有
8	萱沼地域集会施設	95.05	平成28年	新耐震	不要	不要	有
9	河内児童センター	165.17	昭和57年	新耐震	不要	不要	有
10	湯の沢児童センター	89.10	昭和55年	旧耐震	実施済	実施済	有
11	田代地域集会施設	65.82	昭和62年	新耐震	不要	不要	-
12	宇津茂地域集会施設	97.50	昭和63年	新耐震	不要	不要	有
13	仲町屋地域集会施設	194.21	平成3年	新耐震	不要	不要	有
15	宮前地域集会施設	142.76	平成1年	新耐震	不要	不要	有
16	かなん沢・中里地域集会施設	165.61	平成2年	新耐震	不要	不要	有
17	仲町地域集会施設	107.66	平成1年	新耐震	不要	不要	有
18	中山地域集会施設	66.10	平成6年	新耐震	不要	不要	有
19	店屋場地域集会施設	159.89	平成11年	新耐震	不要	不要	有
20	中丸地域集会施設	125.59	平成13年	新耐震	不要	不要	有
21	茶屋地域集会施設	136.74	平成14年	新耐震	不要	不要	有
22	沢尻地域集会施設	179.73	平成20年	新耐震	不要	不要	有
23	大寺地域集会施設	85.34	平成24年	新耐震	不要	不要	有
24	やまびこ館	210.33	平成8年	新耐震	不要	不要	-
25	谷戸地域集会施設	147.40	平成29年	新耐震	不要	不要	有
26	土佐原地域集会施設	64.59	令和2年	新耐震	不要	不要	有

③現状と課題

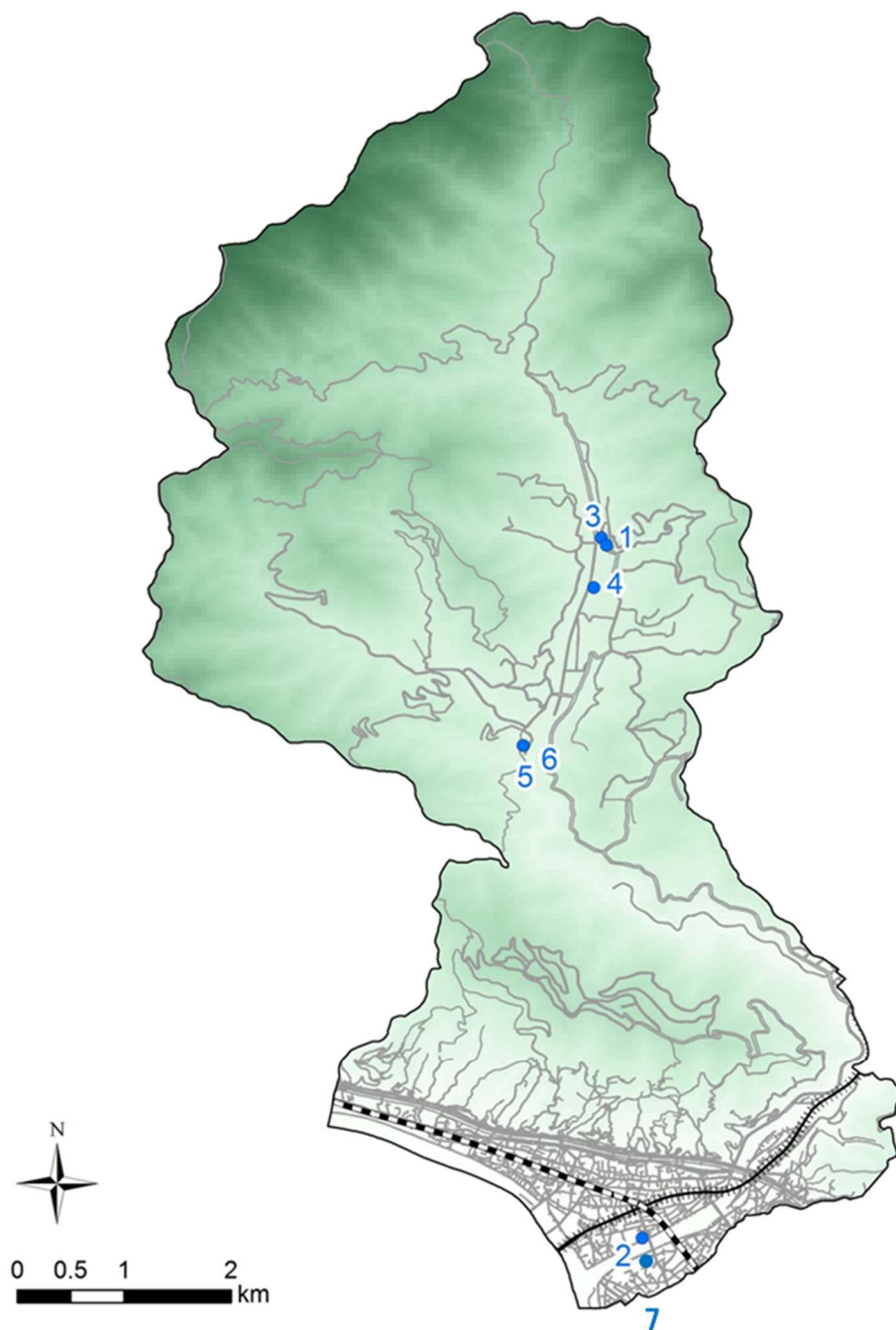
- ・旧 町民文化センターは、令和3年4月1日より「生涯学習センター」に名称の変更がされました。
- ・生涯学習センターは、スポーツライミング施設の導入や内部改修を中心としたリノベーション工事を実施したほか、ESCO事業により熱源を回収することでCo2削減を図るとともに、照明設備のLED導入による省エネルギー化や光熱水費の削減を図っていますが、築40年を経過したことで設備等の老朽化が進行しており、更新や修繕に係る経費の増額が懸念されています。今後は、指定管理者制度の導入に向けた検討に加え、施設の更新や再編について具体的な方針を定め対応する必要があります。
- ・各自治会にある集会施設は、一部を除き築25年以上の施設が多くみられます。
- ・集会施設・児童センターの管理は、指定管理者制度を活用して各自治会へ移管しています。

① 基本方針

- ・避難所の役割も担っている施設については、施設再編の核として、他施設との複合化を検討します。
- ・施設の安全性・利便性の向上を図る観点から、PFI等の民間企業との連携を検討します。

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

①配置状況



②基本情報

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建設年	耐震 基準	耐震診 断実施 状況	耐震改 修工事	避難所 避難場 所指定
1	みやま運動広場(管理棟、トイレ)	78.04	昭和61年	新耐震	不要	不要	有
2	松田町体育館	992.93	昭和37年	旧耐震	実施済	未実施	有
3	寄自然休養村管理センター	457.28	昭和53年	旧耐震	未実施	未実施	-
4	農と交流拠点施設(管理棟)	182.43	平成5年	新耐震	不要	不要	-
5	ふれあい農林体験施設(体験実習館)	228.00	平成3年	新耐震	不要	不要	-
6	ふれあいドッグラン(受付棟等)	74.27	平成3年	新耐震	不要	不要	-
7	創生推進拠点施設	1,754.00	昭和36年	旧耐震	実施済	実施済	-

③現状と課題

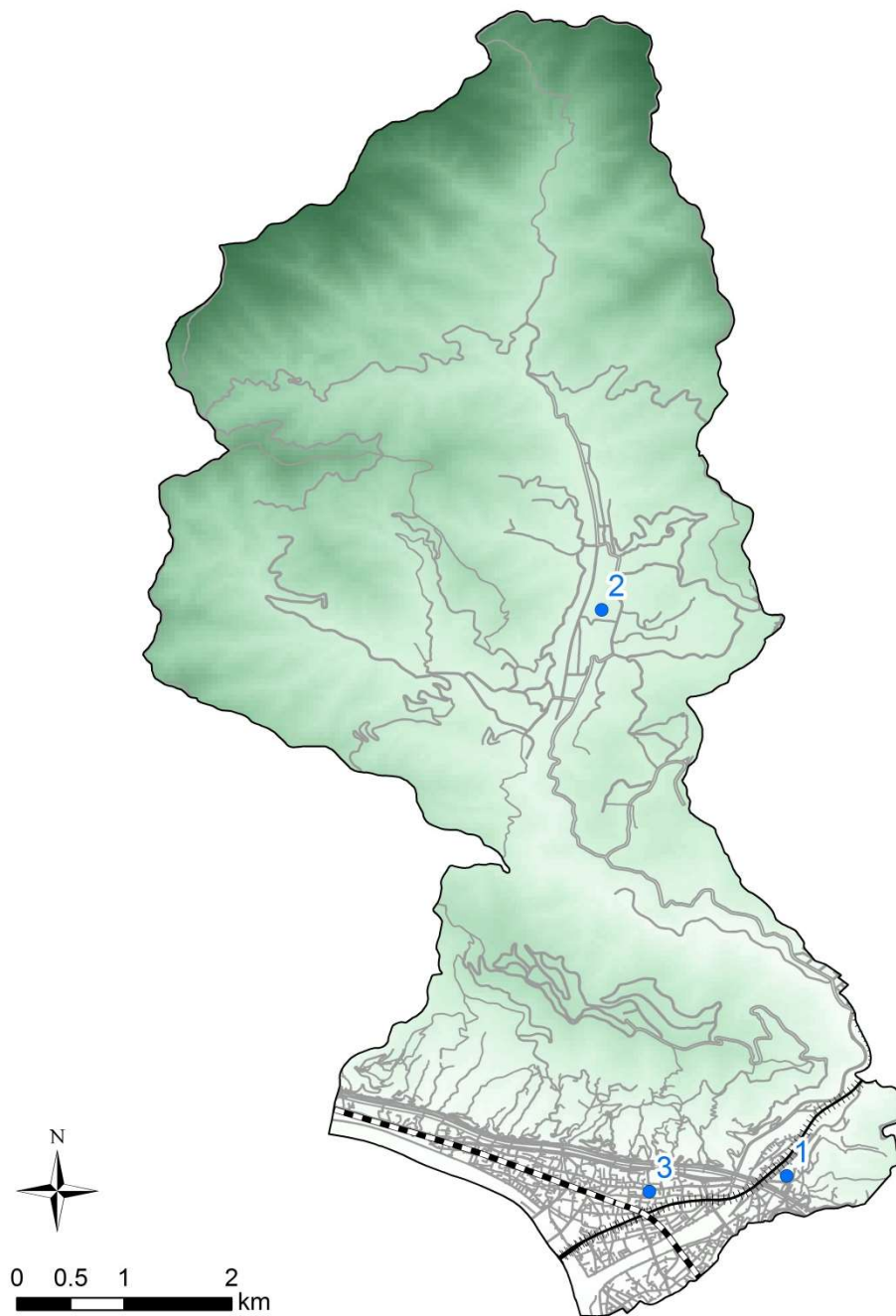
- みやま運動広場の利用料は、安価であり、見直しが必要となっています。
 - 町体育館は、築50年以上経過しており、更新等を検討する時期に来ています。施設の見直しを行うと共に実施方針を定め、適切な時期に対応する必要があります。
 - 寄自然休養村管理センターは、築30年を経過し老朽化が進んでいることから、修繕等の検討が必要となっています。
 - 農と交流拠点施設(旧 ふれあい農園)は、利用者が減少する傾向にあるため、令和3年度より指定管理者制度を導入し、民間活力の活用などによる施設の魅力向上を図っています。
 - ふれあいドッグラン(寄七つ星ドッグラン)は、ドッグラン場等を整備し、平成29年度より指定管理者制度を導入し、カフェとして利用や民間のノウハウに基づいたイベントの開催など開始したことによって、利用者が増え、収支は改善の方向にあります。
 - 創生推進拠点施設は、神奈川県所有していた旧松田土木事務所を平成27年度に購入、地方創生のための拠点施設として平成30年度に内装の改修や一部設備の更新を行いました。
- 行政と民間の複合施設であり、行政部門としては、子育て支援センターとファミリーサポートセンターがあります。民間部門として、生活利便性の向上に資する商業施設等があり、官民連携で施設の魅力向上を図っています。指定管理者による運営を行っており、施設の点検と修繕が計画的に行われ、大規模な修繕の回避に努めています。

④基本方針

- 民間企業との協働のもと、地元の方々や周辺施設と連携し、施設の魅力向上等を通じた収支の改善を図り、黒字化を目指します。
- 地域内での位置づけを整理した上で、さらなる有効活用と収益性の向上を目指します。
- 定期的な点検と修繕を行い、大規模な修繕の回避に努めます。
- 施設サービスが持続的に提供できるように、適正な受益者負担のあり方について検討します。

(5) 子育て支援系施設

①配置状況



②基本情報

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建設年	耐震 基準	耐震診 断実施 状況	耐震改 修工事	避難所 避難場 所指定
1	松田町立松田幼稚園	1,301.65	平成2年	新耐震	不要	不要	有
2	松田町立寄幼稚園	429.51	昭和59年	新耐震	不要	不要	有
3	松田町小規模保育所	243.21	昭和50年	旧耐震	実施済	不要	-

③現状と課題

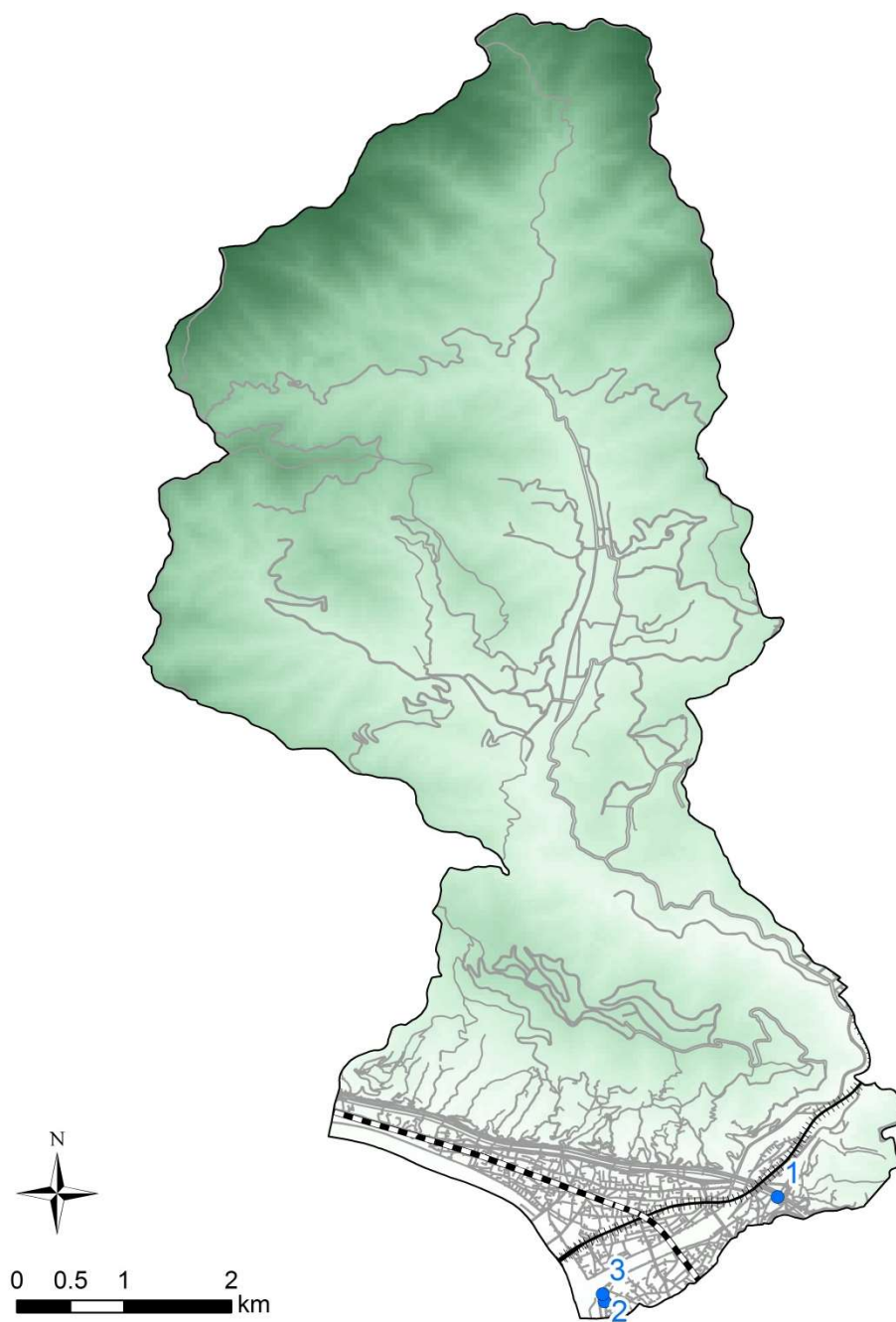
- 施設の老朽化が進んでいるため、修繕にかかる経費が今後増加することが考えられます。
- 女性の社会進出の進展と少子化の影響により、保育園に対する期待が高まっていますが、幼稚園の利用者数は減少傾向にあり、特に寄幼稚園の減少は顕著となっています。

④基本方針

- 子育てに関連する機能の移転・集約について検討します。
- 保護者の働き方の多様化とニーズに対応するため、教育・保育環境の整備やサービスの充実を図っていきます。
- 小規模保育所（なのはな保育園）は、0～2歳を対象とした、定員19人の少人数を行う保育園であり、保育の受け皿を増やし、待機児童対策等に取り組みます。

(6) 保健・福祉系施設

① 配置状況



②基本情報

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建設年	耐震 基準	耐震診 断実施 状況	耐震改 修工事	避難所 避難場 所指定
1	福祉工芸作業所	66.91	平成3年	新耐震	不要	不要	-
2	健康福祉センター	1,761.41	平成9年	新耐震	不要	不要	-
3	健康福祉センター別館	129.60	平成9年	新耐震	不要	不要	-

② 現状と課題

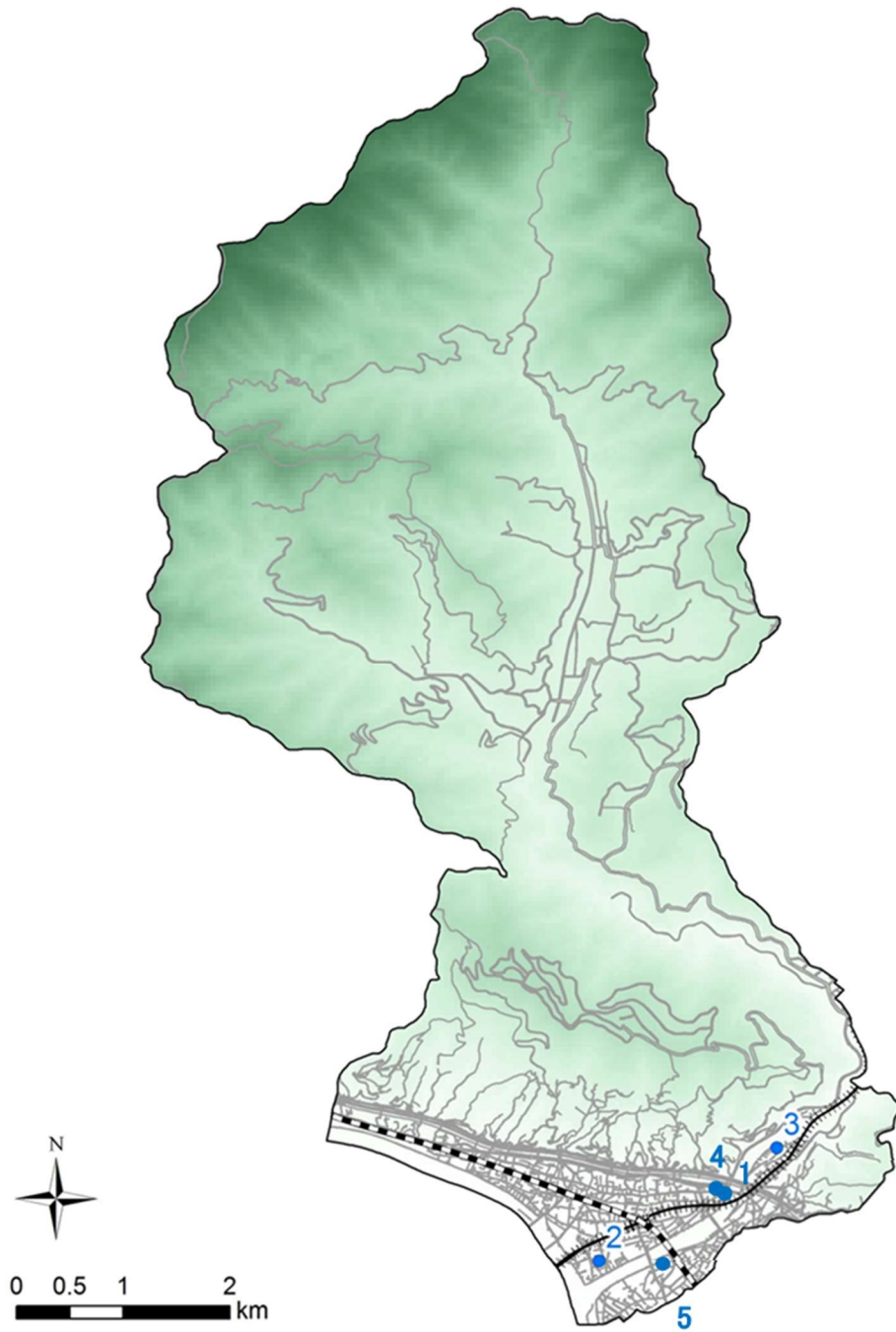
- 健康福祉センターは、経年劣化の進んでいる施設であり、予防修繕に努めています。また、毎年特殊建築物定期調査を実施しており、施設の経年劣化による設備等について要是正の指摘を受けて修繕しています。
- 健康福祉センターは、地域防災の観点から救護所、災害ボランティアセンターとしての機能をより充実させるため、非常時の電源(太陽光発電等)を確保しています。
- 健康福祉センター別館は、シルバー人材センター作業員の休憩所、倉庫としても使用されています。

③ 基本方針

- 健康福祉センターは、多世代交流の拠点施設として整備し、健康づくり、福祉活動の拠点として活用します。

(7) 町営住宅系施設

①配置状況



②基本情報

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建設年	耐震 基準	耐震診 断実施 状況	耐震改 修工事	避難所 避難場 所指定
1	河内住宅(16戸)	934.53	平成12年	新耐震	不要	不要	-
2	仲町屋沢尻住宅(9棟)	252.90	昭和31年	旧耐震	未実施	未実施	-
3	中河原住宅(12棟)	348.60	昭和35年	旧耐震	未実施	未実施	-
4	籠場住宅(公共賃貸住宅)(21戸)	862.74	平成30年	新耐震	不要	不要	-
5	町屋住宅(地域優良賃貸住宅)(28戸)	2,196.57	平成31年	新耐震	不要	不要	-

③現状と課題

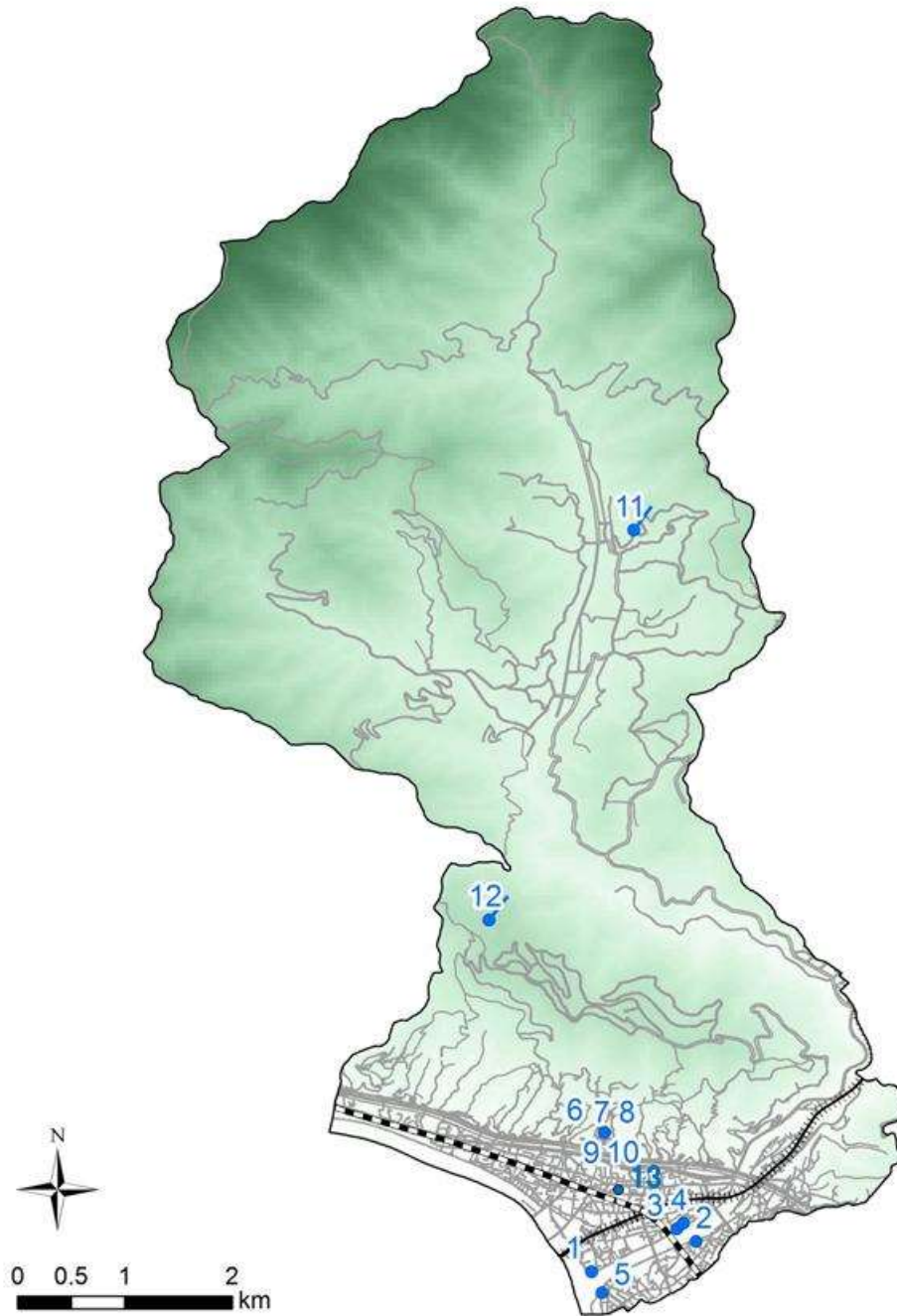
- 仲町屋沢尻住宅、中河原住宅は老朽化が進み、耐震性能に不安が残る状況にあります。
- 籠場住宅(かねコート河内)は、単身、2人世帯向けを対象にした公共賃貸住宅です。
- 町屋住宅(ラ・メゾン カラフル町屋)は、子育て世代、新婚世帯を対象に快適で便利な住宅を提供するため、国の地域優良賃貸住宅制度により整備された住宅です。子育て世代の暮らしのために、住宅性能はもとより、良質な住宅環境を創出しています。
- 籠場住宅、町屋住宅は、PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づき事業を進めた住宅です。

④基本方針

- 仲町屋沢尻住宅、中河原住宅は、既入居者の退去後は解体することを基本として、有効な土地利用の方法について検討を行います。
- 河内住宅、籠場住宅、町屋住宅については、計画等に基づき必要な修繕等を実施します。

(8) 公園系施設

① 配置状況



② 基本情報

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建設年	耐震 基準	耐震診 断実施 状況	耐震改 修工事	避難所 避難場 所指定
1	宮下児童公園 トイレ	12.58	昭和49年	旧耐震	不要	不要	-
2	店屋場公園 トイレ	7.05	平成2年	新耐震	不要	不要	-
3	川音川親水公園 ログハウス	9.92	平成1年	新耐震	不要	不要	-
4	中丸児童公園 トイレ	24.59	平成22年	新耐震	不要	不要	-
5	三角堤公園 トイレ	19.38	平成21年	新耐震	不要	不要	-
6	西平畑公園 ハーブ館	492.46	平成9年	新耐震	不要	不要	-
7	西平畑公園 子どもの館	348.87	平成5年	新耐震	不要	不要	-
8	西平畑公園 自然館	149.63	平成6年	新耐震	不要	不要	-
9	西平畑公園 ふるさと鉄道	163.08	平成8年	新耐震	不要	不要	-
10	西平畑公園 トイレ	14.90	平成7年	新耐震	不要	不要	-
11	ロウバイ園 休憩施設	115.95	平成24年	新耐震	不要	不要	-
12	最明寺史跡公園 管理棟・トイレ	94.72	昭和58年	新耐震	不要	不要	-
13	さくら広場 トイレ(街中トイレ)	7.42	平成28年	新耐震	不要	不要	-

③ 現状と課題

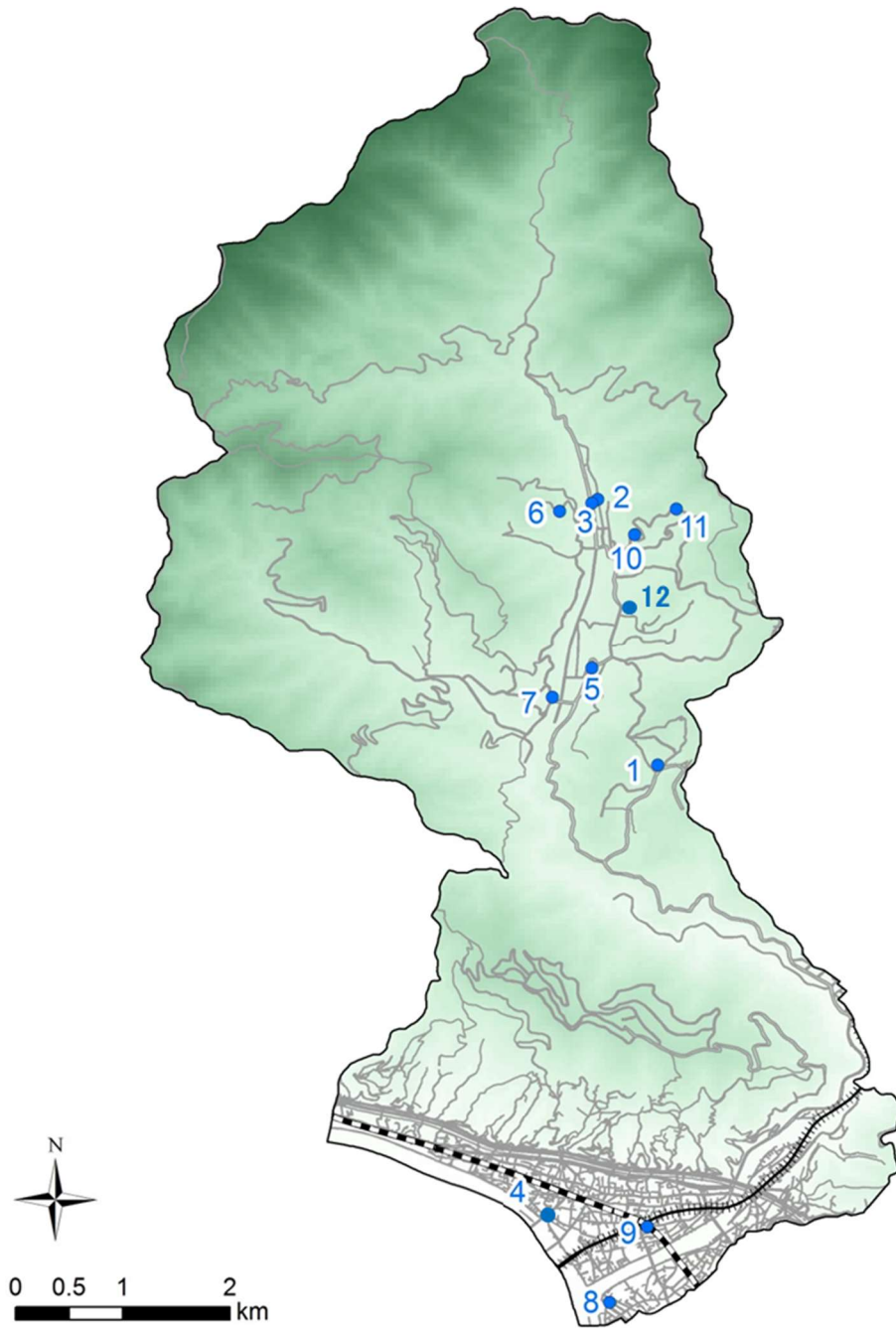
- 遊具については、年1回の定期点検を実施しています。今後、遊具の老朽化に伴い、大幅な修繕や入れ替えが課題となります。

④ 基本方針

- 西平畑公園は、点検と修繕を計画的に行っています。今後は、指定管理者制度の導入により、効率的な管理運営を行っていきます。
- 公衆トイレは、定期的な点検と修繕を行います。また、必要に応じて建替えも行います。

(9) その他

①配置状況



②基本情報

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建設年	耐震 基準	耐震診 断実施 状況	耐震改 修工事	避難所 指定
1	旧安藤邸	228.03	不明	旧耐震	未実施	未実施	-
2	宇津茂公衆便所	10.42	昭和63年	新耐震	不要	不要	-
3	中津川宇津茂公衆便所	23.90	平成10年	新耐震	不要	不要	-
4	酒匂川町民親水広場トイレ	8.33	昭和55年	旧耐震	不要	不要	-
5	弥勒寺管理休憩施設	7.94	昭和60年	新耐震	不要	不要	-
6	大寺管理休憩施設	12.80	昭和60年	新耐震	不要	不要	-
7	田代橋公衆便所	3.73	昭和61年	新耐震	不要	不要	-
8	旧健樂園	99.98	平成22年	新耐震	不要	不要	-
9	町道5号線ポンプ室	7.20	昭和60年	新耐震	未実施	未実施	-
10	宇津茂管理休憩施設	29.75	平成3年	新耐震	不要	不要	-
11	土佐原管理休憩施設	26.40	平成3年	新耐震	不要	不要	-
12	旧寄中学校	2,353.00	昭和61年	新耐震	不要	不要	-

③現状と課題

- 旧安藤邸については、地域情報の発信拠点として指定管理者による管理を開始するため、老朽化に伴う設備等の修繕を行っています。
- 旧健樂園は、地域福祉の拠点として賃貸しており、老朽化に伴う設備等の修繕を行っています。
- 管理休憩施設は、観光客等の多い場所に設置しています。築25年以上経過しており、老朽化が見られます。
- 旧寄中学校は、平成31年3月31日に閉校しました。

④基本方針

- 旧安藤邸については、指定管理者による管理を継続的に行う予定です。
- 管理休憩施設は、観光客等の多い場所に公衆トイレとして設置しています。築25年以上経過しており、老朽化が見られます。施設の必要性を含めて検討を行います。また、公衆トイレは、和式が多いため、洋式化を進めます。
- 旧寄中学校は、指定管理者が民間の利活用事業として介護、リハビリテーションサービス等の提供などに活用します。

(10) 道路

①現状と課題

- 道路の舗装換えの現況は、パトロール等により劣化が著しい箇所についてパッチング、カバーにより補修を実施していますが、舗装継目が多くなり継目から水が浸透し舗装の劣化が早まる場合があります。

②基本方針

- 劣化状況の点検を実施し、地域の実情に則したメンテナンスサイクルを確立することにより、現状の道路ネットワークを維持します。
- 道路の役割等に応じた舗装材料の採用や、包括的民間委託の導入による維持管理費の低減など、総合的な観点からコスト削減に努めます。

(11) 橋梁

①現状と課題

- 令和元年度に橋梁長寿命化計画の修正をしており、修繕工事を実施しています。

②基本方針

- 長寿命化計画の着実な実施により、予防的な対応に転換するとともに、総合的な維持管理コストの縮減を図ります。

(12) 上水道

①現状と課題

- 上水道事業は、平成6年4月以来料金を据え置いています。
- 給水人口・給水量は、今後は緩やかな減少傾向となる可能性があります。
- 耐用年数を超える管路は、約0.6km（1.4％）となっています。
- 取水・送水設備が老朽化しています。

②基本方針

- アセットマネジメントに基づき、計画的な更新と適切な維持管理を推進します。
- 持続可能な水道事業経営のため、適切な受益者負担のあり方について検討します。

(13) 簡易水道

①現状と課題

- ・簡易水道事業は、平成11年4月以来料金を据え置いています。
- ・給水人口・給水量は、今後は緩やかな減少傾向となる可能性があります。
- ・耐用年数を超える管路は、約0.5km（1.8%）となっています。
- ・萱沼配水池・稲郷配水池を除いて、耐震性能が不明です。
- ・設備については、耐用年数を超えるものが生じてきています。

②基本方針

- ・持続可能な水道事業経営のため、施設や設備の課題を計画的に解消させるとともに、適正な受益者負担のあり方を検討します。
- ・分散する水源系統にかかる施設の効率化を検討します。

(14) 下水道

①現状と課題

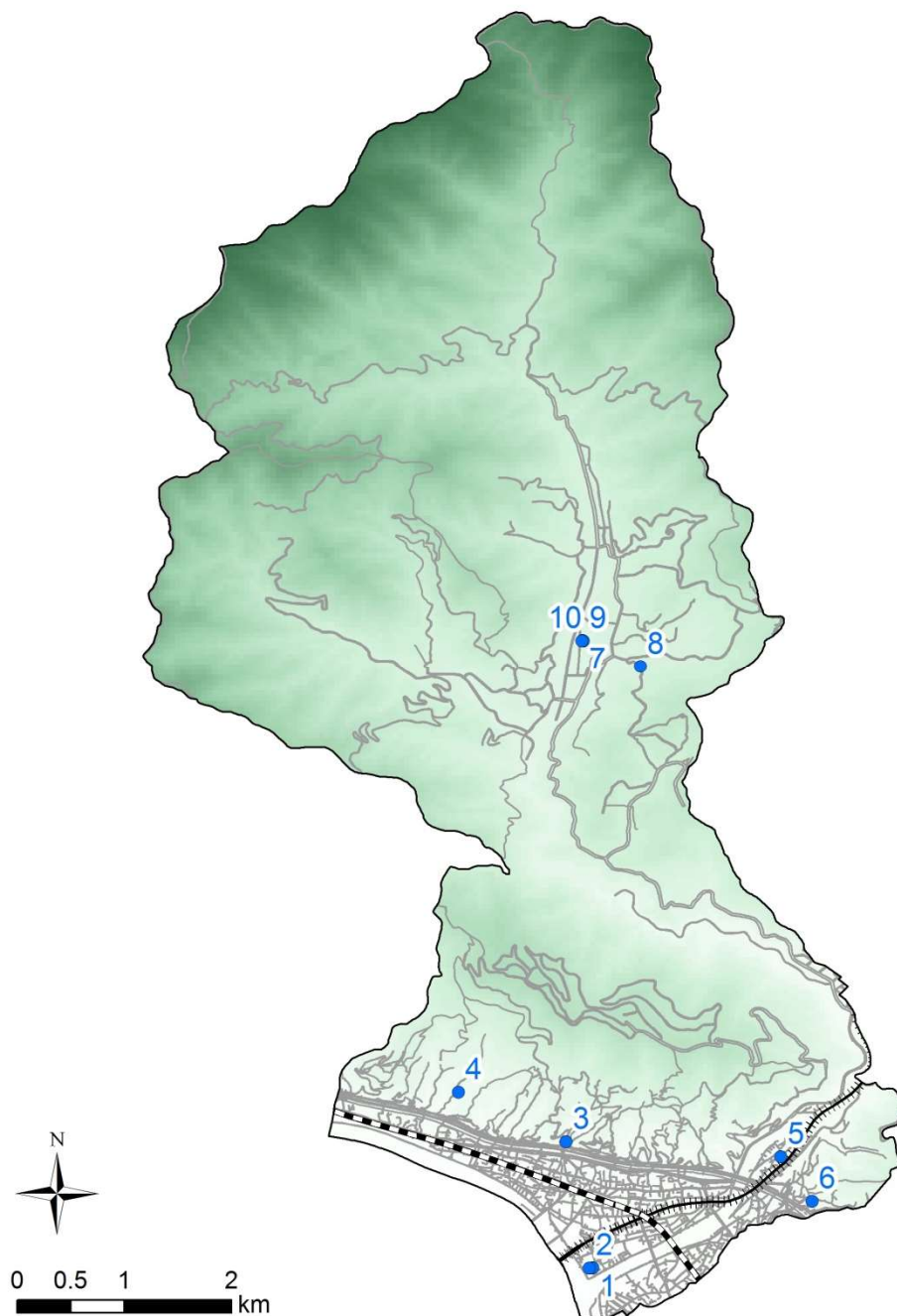
- ・下水道は経営改善に向け、平成24年10月に続き、平成29年4月に下水道料金の見直しを行いました。
- ・下水道においては、主要管路のTVカメラ調査を実施しており、状況把握をしています。喫緊に改修が必要な管路は見当たりませんが、陥没等により重大な事故の発生が想定され、復旧事業費が増大するような管路については、管の補強等を検討します。

②基本方針

- ・3～5年ごとに、下水道事業経営の健全化のための見直しを実施します。
- ・管路調査に基づき、必要な措置を講じるとともに、計画的な更新や維持管理を推進します。

(15) 供給処理系施設

①配置状況



④ 基本情報

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建設年	耐震 基準	耐震診 断実施 状況	耐震改 修工事	避難所 避難場 所指定
1	宮下水源(宮下1号井)	-	昭和38年	-	-	-	-
2	宮下1, 3号井取水ポンプ場	86.38	昭和52年	旧耐震	未実施	未実施	-
3	河南沢配水池	534.00	平成11年	新耐震	不要	不要	-
4	庶子第二配水池	63.57	平成16年	新耐震	不要	不要	-
5	中河原1号井取水ポンプ場	25.00	平成7年	新耐震	不要	不要	-
6	神山配水池	408.00	昭和54年	旧耐震	実施	不要	-
7	弥勒寺第1浄水場	-	昭和51年	-	-	-	-
8	萱沼送水ポンプ場	-	平成13年	-	-	-	-
9	弥勒寺第2浄水場	-	平成21年	-	-	-	-
10	宮地・田代浄水場(送水ポンプ施設)	-	平成1年	-	-	-	-

※土木施設であるため、建物の無い施設については耐震基準を対象外としています。

③現状と課題

- 耐用年数を超えた管路・設備が残っており、今後は更新需要の増加が見込まれます。
- 簡易水道事業は、水源系統が複数あるため、上水道事業に比べて施設が小規模で、施設数も多くなっています。

④基本方針

- 管路・設備を計画的に更新していきます。
- 簡易水道事業では、分散する水源系統にかかる施設の効率化を検討します。

松田町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

松田町 総務課

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地

電話 0465-83-1221 (代表)

<https://town.matsuda.kanagawa.jp/>